

第6次川口市総合計画 (案)

(パブリックコメント用)

目 次

序論	1
1. 川口市の沿革	2
2. 川口市の特色	4
3. 川口市におけるこれまでの主な取り組み	6
4. 社会情勢の変化	19
5. まちづくり推進上の課題	24
6. まちづくりの考え方	28
基本構想	31
1. 総合計画策定の目的	32
2. 総合計画の構成と期間	32
3. 基本理念	33
4. めざすまちの姿	34
基本計画総論	37
1. 基本計画策定の趣旨	38
2. 人口と世帯数の推計	40
3. 各地域のめざす方向性	42
4. 施策・単位施策の一覧	48
基本計画各論	50
めざす姿Ⅰ 健康で、自分らしく生き生きと暮らせるまち	51
めざす姿Ⅱ 誰もがお互いを認め合い、安心して暮らせるまち	54
めざす姿Ⅲ こどもをみんなで育み、こどもが輝き活躍するまち	56
めざす姿Ⅳ 学びとスポーツ・文化に親しみ、自己実現ができるまち	59
めざす姿Ⅴ にぎわいと魅力があり、伝統と未来が響き合うまち	61
めざす姿Ⅵ 都市と自然が調和した、うるおいとやすらぎのあるまち	66
めざす姿Ⅶ 誰もが安全で快適に暮らせるまち	69
めざす姿Ⅷ 持続可能で自立したまち	73

序 論

第6次川口市総合計画案文(序論)

1. 川口市の沿革

(1) 川口市の地名の由来

川口という地名は、旧入間川(現在の荒川)と芝川が合流する場所であったことに由来するといわれています。鎌倉時代の作とされる「とはずがたり」、室町時代の作とされる「義経記」に記された「小川口」という地名が現在の川口にあたるとされています。

江戸時代には「川口宿」が日光御成道の宿場町の1つとしてにぎわい、現在と同じ「川口」の名が使われていました。

(2) 川口市の成り立ち

昭和8年(1933年)に川口町、横曽根村、南平柳村、青木村の1町3村が合併し、川口市として市制が施行されて以降、幾度かの合併や分離を繰り返して現在の市域を形成してきました。

昭和15年(1940年)には鳩ヶ谷町、新郷村、芝村、神根村と合併、昭和25年(1950年)に鳩ヶ谷町が分離、昭和31年(1956年)には安行村と合併、昭和32年(1957年)に安行の一部が草加町へ編入、美園村とは昭和35年(1960年)の一部編入及び昭和37年(1962年)の一部合併を行いました。そして平成23年(2011年)10月11日には鳩ヶ谷市との合併により、面積61.95km²の新たな川口市として、現在の市域が形成されました。

平成30年(2018年)4月1日には中核市へ移行し、保健所の設置をはじめとして埼玉県から多くの事務権限が市に移譲されました。

(3) 川口市の産業の成り立ち

江戸時代に入ると川口はそのほとんどが幕府直轄領となり、幕府代官伊奈氏が民政を担当し、赤山陣屋を拠点として河川改修、新田開発などが行われ、見沼溜井や見沼代用水、赤堀用水などの灌漑治水によって農業が発展しました。中でも植木や苗木の栽培は、明暦3年(1657年)の江戸大火によって焼野原となった江戸へ、植木や草花を供給して以来発展しました。

また、享保13年(1728年)に見沼代用水路の開削により舟運・陸上交通が整備されたことに加え、巨大都市江戸での日常物資需要が高まったことにより、この頃から商品の開発、生産、流通が盛んになり、さまざまな産業が発展しました。

江戸中期以降、鋳物産業は技術の確かさと江戸町民の需要増大によりますます盛んになりました。明治時代には河川交通や街道があったこと、東京市場や京浜工業地帯を近くに控えていたことなどの優位性から、鋳物の生産が増加するとともに、関連産業の分業化が進展しました。その後、川口町駅や新荒川大橋の開設といった陸上輸送の増強や第一次世界大戦の勃発により、川口の鋳物の販路は全国から世界にまで広がりました。

た。

第二次世界大戦終戦後は、生活物資が不足する苦難の時代を経ながら、鋳物工業の再生を核とする復興が進められました。昭和39年(1964年)の東京オリンピックに使用された聖火台は、戦後の復興を果たした日本のシンボルであるとともに、川口鋳物を代表する作品です。このような鋳物工業の歩みの中で、木型工業や機械工業など、機械金属分野に関連する多数の工場の集積が進みました。また、植木産業は、戦後の高度経済成長期における急激な都市化の進展に伴う需要増と造園技術の進歩が相まって、『安行ブランド』と言われるほどになっていきました。

最近では、“ものづくり”の伝統を継承しつつ、新しい分野で全国的に活躍する企業も出てきています。これまで本市の発展に大きく寄与してきた“ものづくり”の精神が、伝統産業を礎にして、本市のさまざまな産業分野で生き続けています。

2. 川口市の特色

(1) 利便性と自然環境が共存する住みやすさ

本市は荒川を隔てて首都東京に隣接しており、都心から10～20km圏内に位置しています。この恵まれた立地に加え、鉄道はJR京浜東北線・JR武蔵野線・埼玉高速鉄道線が通っており、都心への交通利便性が高い立地環境となっています。また国道122号や東北自動車道、首都高速川口線が南北に縦断し、東京外かく環状道路が東西に横断しており、都心に加え周辺地域へのアクセスもしやすいという特徴があります。

また、本市は荒川、芝川、見沼代用水路などからなる水辺空間や、安行台地、見沼たんぼ、都市農地などの緑地空間といった、貴重な自然環境が多くあります。神根地域には施設緑地が整備されており、こどもから大人まで、日常的に自然に触れ、楽しむことのできる場となっています。

このように、本市は都心近郊に位置しアクセスの良い立地でありながらも、都市機能と自然環境が共存する住みやすいまちとなっています。

(2) 町会・自治会活動

本市には229もの町会・自治会があります。地域の見回り・防犯パトロールや防災訓練の実施、公園の清掃といった、住民が安心して暮らせるまちづくりに加え、地域の祭りやイベントといった住民同士の交流やコミュニティづくりを促進する活動を行っており、町会・自治会を中心に住みよい地域づくりをめざして取り組んでいます。

(3) 多文化共生

本市では外国人住民数が増加しており、令和6年6月末時点で、政令指定都市を除き、全国の市区町村において外国人住民数は第3位となっています。こうした中、外国人住民に対する多言語での行政サービスの案内や日本語指導の実施、日本人住民に対する国際理解教育の推進、日本人と外国人の交流促進が行われています。

(4) 歴史と豊かな文化・芸術環境

本市は、江戸時代中期に舟運・陸上交通が整備されて商品や人の行き来が盛んになり、日光御成街道の宿場町として栄えた歴史があることから、川口宿及び鳩ヶ谷宿の周辺には歴史的建造物が残っています。

また、本市では、固有の有形無形の文化財が歴史的に価値のある文化遺産として認識され、守られているほか、郷土資料館が、鋳物産業に関連したベーゴマの展示・体験コーナーを設けるなど、新たな魅力発信の場となっています。さらに、映像関連産業の集積地や文化芸術の拠点も有しており、伝統文化・芸術の保存・活用と新たな文化の創造・発信の素地があります。

(5) ものづくりの伝統と新たな産業の創出

本市は、大消費地である東京に隣接していることを背景に、伝統的な鋳物工業をはじめ、機械工業、木型工業などによる「ものづくりのまち」として、産業界と行政が緊密に連携しながら発展し、中小企業の集積が進みました。また、植木や草花の生産や造園といった緑化産業も本市の特徴ある産業の一つであり、特に安行植木は全国的にも知名度が高く、海外への普及も進んでいます。

近年では、製造業の事業所数・従業者数は減少傾向にあるものの、全産業に占める製造業の割合は全国平均より高く、製造業は依然として本市の代表的な産業といえます。他方、医療・福祉産業をはじめとした市民生活に密着したサービス産業の増加など、本市の産業構造は大きく変化しつつあり、映像関連産業を核とした次世代産業の創出・集積も進みつつあります。

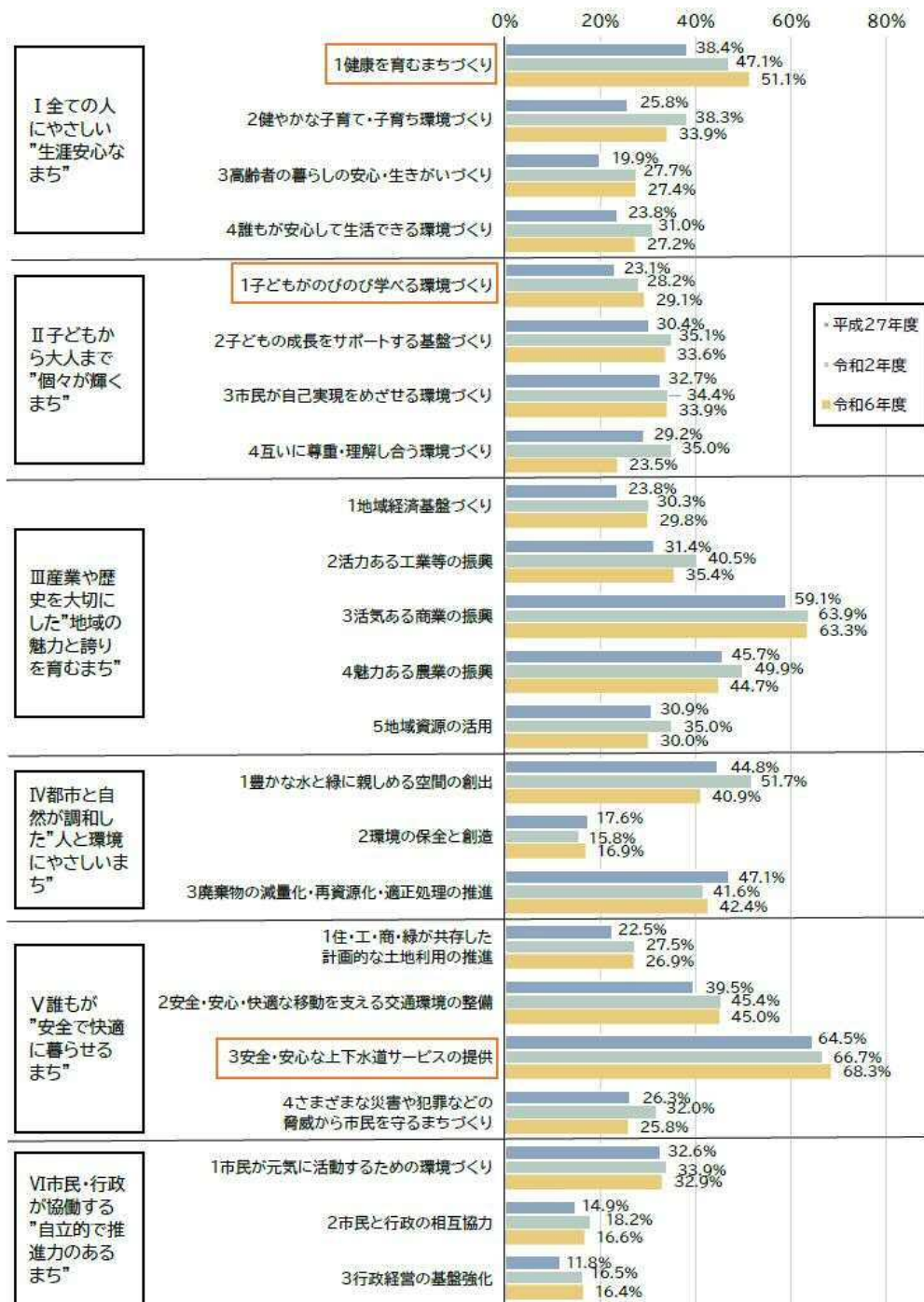
(6) 持続可能な都市・成長に向けた先進的な取り組み

環境省では、「2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指すことを首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしています。本市においても、令和4年3月、定例市議会において、ゼロカーボンシティを宣言し、その実現に向けた取り組みを実施しています。

また、本市は、令和6年度「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」に内閣府から選定され、経済・社会・環境の3つの側面で自律的な好循環を生み出す取り組みを実施しています。

3. 川口市におけるこれまでの主な取り組み

以下の表は、市が毎年実施している「市民意識調査」において、「各施策の推進が図られていると感じる」と回答した人の割合を示したものです。前基本計画に基づいてさまざまな取り組みを実施してきた結果、割合は以下のように変化しています。



□ : 「施策の推進が図られていると感じる」割合が増加し続けている施策

(1) すべての人にやさしい“生涯安心なまち”

施策の推進が図られていると感じている人の割合は、4つの施策すべてが平成27年度に比べて増加しています。特に「1 健康を育むまちづくり」は、令和2年度、令和6年度と増え続け、令和6年度には51.1%と割合が半分を超えています。一方で「2 健やかな子育て・子育て環境づくり」では、令和2年度から令和6年度で4.4ポイント低下しています。

第5次総合計画期間中には、保健所の設置をはじめとして、こども夜間救急診療所の開設、子ども発達相談センターの設置、保育施設の整備、重層的支援体制の構築など、市民ニーズに基づいた事業を実施しました。他にも、ICTの導入による保育所等の運営体制の整備や、高齢者への生活指導を通した介護予防の実施に取り組んでいます。

今後、医療・福祉の市民ニーズの多様化に伴い、行政負担の増加が予想されます。これらの課題に対応するため人材の確保・育成に加え、関連施策の一元化やDXの推進による行政サービスの効率化を進めていきます。また、行政サービスに留まらない、地域全体で支え合う包括ケアの体制を推進し、市内の誰もが安心して暮らせる環境を実現していきます。

【具体的な取り組み】

■保健所の開設

平成30年4月1日に本市が中核市へ移行したことに伴い、保健所を開設しました。市が保健所を所管することで、市の実情に即した保健行政が実施できるようになりました。地域住民の健康を支える広域的・専門的・技術的拠点として、難病や精神保健に関する相談、結核・感染症対策、医事薬事・食品衛生・生活衛生に関する監視指導など専門性の高い業務を行っています。中でも感染症については、新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、対策を強化しています。

■こども夜間救急診療所の開設

令和2年4月1日に、こども夜間救急診療所を鳩ヶ谷庁舎に併設しました。それまでは夜間の小児救急医療は市内の医療機関の輪番制でしたが、年間を通して受診できる拠点ができたことでわかりやすい体制となり、安全安心な子育て環境の充実と利便性の向上に取り組んでいます。また、小児医療講座を開催し、ホームケアの啓発を行うことで、不要不急の受診を減らし、小児医療現場のひっ迫の防止を図っています。

■保育施設等の整備

待機児童の解消に向けて保育施設等の整備を進めてきた結果、平成28年4月1日時点では140箇所、定員8,257人だったものが、令和7年4月1日時点では206箇所、定員12,661人に増加しました。

(2) 子どもから大人まで“個々が輝くまち”

施策の推進が図られていると感じている人の割合は、4つの施策のうち、「1 子どもがのびのび学べる環境づくり」、「2 子どもの成長をサポートする基盤づくり」及び「3 市民が自己実現をめざせる環境づくり」の3つが平成27年度に比べて増加しています。特に「1 子どもがのびのび学べる環境づくり」は、令和2年度、令和6年度と増え続けています。一方で「4 互いに尊重・理解し合う環境づくり」では、令和2年度から令和6年度で11.5ポイントもの大幅な低下が見られています。

第5次総合計画期間中には、川口市立高等学校の開校や公立夜間中学の開校・専用校舎の建設といった学びの場の整備、川口総合文化センター・リリアの大規模改修や隣接地に新たに川口市立美術館を建設し文化芸術拠点の整備を行いました。

今後は、第5次総合計画期間中に整備した各施設を活用するとともに、GIGAスクール構想の充実や35人学級の実施、川口駅西口の新たな文化芸術の創造拠点を活用するなどの取り組みを推進していきます。こうした取り組みを通じて、障害の有無や文化的・言語的背景、家庭環境などにかかわらず、多様性を認め合いながら、互いに高め合い、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした生活を送ることのできる環境を実現していきます。

【具体的な取り組み】

■川口市立高等学校の開校

市立高等学校3校(川口総合高等学校、川口高等学校、県陽高等学校)を統合した新しいひとつの市立高等学校が平成30年4月に開校しました。市立3校の歴史と伝統を踏まえつつ、近隣のSKIPシティなどとも連携し、立地特性を活かした教育施設となることをコンセプトにしています。さらに令和3年4月からは附属中学校を開校し、6年間の中高一貫教育が行われています。

川口市立高等学校を本市の教育拠点とし、学力向上のリーディング校とするため、地域社会や産学官と連携しながら、施設・人材・教材などの充実を図り、地域社会のリーダーとなる人材を育成するための環境づくりを進めています。

■夜間中学の開校及び新校舎の整備

学び直しを希望している人などを対象として、平成31年4月に県内初となる公立夜間中学「川口市立芝西中学校陽春分校」が開校しました。令和6年4月には旧芝園小学校跡地に専用校舎を整備し、少人数授業によるきめ細やかな指導が行われています。学齢期を超え、学ぶ意欲があり、小中学校卒業を希望する人が安心して通うことができる学校として、生徒たちが日々さまざまな学びを深めています。

(3) 産業や歴史を大切にしたい“地域の魅力と誇りを育むまち”

施策の推進が図られていると感じている人の割合は、5つの施策のうち、「1 地域経済基盤づくり」、「2 活力ある工業等の振興」及び「3 活気ある商業の振興」の3つが平成27年度に比べて増加しています。一方で「4 魅力ある農業の振興」及び「5 地域資源の活用」の2つは平成27年度と比べて減少しており、改善の余地があると考えられます。なお、5つの施策とも共通して、平成27年度から令和2年度にかけて増加したものの、令和6年度にかけて減少しており、新型コロナウイルス感染症による経済活動停滞の影響がうかがえます。

今後も、市内産業の活力向上のため、市産品のブランド化や販路の拡大、シティプロモーション、整備が進むSKIPシティの機能強化のほか、少子高齢化による産業の担い手・後継者不足対策や、商店街の活性化、物価高騰への対応など、社会情勢に応じた取り組みを進めます。

【具体的な取り組み】

■「市産品フェア」による産業の活性化

市内で生産された、鋳物や機械、植木をはじめとした、伝統と技術に培われた製品に加え、市内の多種多様な「市産品」を、市内外の企業や市民、近隣自治体などに「知って」「使って」「広げて」いただくことで、市内産業の振興や地域経済活性化につなげることを目的に「市産品フェア」を毎年実施しています。この取り組みは年々広がりを見せており、開催期間中の商談件数は増加傾向で推移しています。

■働きやすいまちづくりの推進

令和5年度より、中小企業従業員等奨学金返還支援補助金と若年者定住就労促進家賃補助金を実施しており、令和6年度には、補助額や対象年齢を拡大することで、市内で働く若者の支援を拡充しています。また、川口市企業ガイドの作成など、市内の若者と中小企業のマッチングの支援を充実させることで、企業にとっても人にとっても、働きやすいまちづくりを進めています。

(4) 都市と自然が調和した“人と環境にやさしいまち”

施策の推進が図られていると感じている人の割合は、3つの施策のいずれも平成27年度に比べて減少しており、全体として改善の必要があると考えられます。特に「1 豊かな水と緑に親しめる空間の創出」については、令和2年度から令和6年度にかけて10ポイント以上の大幅な減少が見られています。一方、「2 環境の保全と創造」及び「3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進」については、令和2年度から令和6年度にかけては微増傾向となっており、やや改善しています。

第5次総合計画期間中には、新たな緑のレクリエーション拠点として、イイナパーク川口を開園したほか、豊かな緑を守るため、樹木管理指針を策定し、「植木の里」川口に相応しい緑の創出に努めました。また市民の環境に対する関心を醸成促進させるため、市民参加型の川口いきもの調査や、エコライフDAYといったイベントも実施しています。

また、本市は令和4年3月に2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を宣言しており、脱炭素社会に向けた取り組みを進める必要があります。

今後も太陽光発電設備の設置やごみ処理施設の整備、環境学習広場の設置を進め、更なる再生可能エネルギーの確保やごみの減量推進、環境保全を行います。

【具体的な取り組み】

■新戸塚環境センターの建設

施設の老朽化に伴い、令和3年度より、旧焼却処理施設などを解体・撤去し、新たに焼却処理施設等や環境啓発棟を建設する工事に着手しました。自然環境に配慮しつつ、安定的なごみ処理ができる、経済性に優れた施設をめざしています。環境啓発棟では、ごみ処理の過程で発生する余熱を利用する温浴施設を建設するほか、市民などの環境教育を目的とした体験学習や啓発展示を整備し、地域循環共生圏形成をめざしています。

■イイナパーク川口の開園

平成30年に一部開園されていたイイナパーク川口は、川口パーキングエリアと連結し、首都高初となる「川口ハイウェイオアシス」として令和4年に全体開園しました。この開園により、一般道からだけでなく、首都高からも公園を利用することが可能となりました。レストランや売店などの商業施設や屋内遊具施設に加え、川口の産業や歴史を学ぶことができる歴史自然資料館や地域物産館、池と雑木林が広がる公園空間や芝生広場など、こどもから大人までが地域の豊かな自然に触れ、学ぶことができる環境が整備されています。

(5) 誰もが“安全で快適に暮らせるまち”

施策の推進が図られていると感じている人の割合は、4つの施策のうち、「1 住・工・商・緑が共存した計画的な土地利用の推進」、「2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備」、「3 安全・安心な上下水道サービスの提供」で増加しています。一方で「4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり」は平成27年度と比べて減少しています。

第5次総合計画期間中には、土地区画整備事業の推進、都市計画道路の開通や安全・安心な交通環境整備、上下水道サービスの提供、災害対策のための雨水貯留施設などの整備、防犯カメラ設置などの防犯対策事業の推進を行いました。

今後は、上野東京ラインの川口駅停車を見据えた駅周辺のまちづくりや、交通環境の利便性の向上、土地区画整理事業の更なる推進、防災施設のより一層の整備とともに、自主防災組織などとの地域連携による防災体制強化、適切な防災情報の発信などによる自然災害への対応力の強化を推進します。

【具体的な取り組み】

■雨水貯留施設、調節池の整備

浸水被害の軽減や未然防止を図るため、平成29年に川口駅近くの並木元町公園地下に貯留能力5,800m³の並木元町雨水調整池、令和5年に東川口駅周辺で貯留能力7,100m³の東川口貯留管を整備し、芝地区、神根地区においては令和2年から公園の地下を利用した雨水貯留施設、安行地区においては平成26年に前野宿調節池、新郷地区においては令和5年に貝塚落第1調節池を整備しました。

さらに、令和3年より整備を進めている江川第3調節池をはじめ、戸塚、新郷、安行、鳩ヶ谷地区において浸水対策のための施設整備を進めています。

■東消防署の新設、防犯カメラの設置

災害や事故の多様化・大規模化、都市構造の複雑化に対応し、消防署の管轄する人口や建物などを平準化させ、より市民サービスを強化するため、令和5年4月に燃料貯蔵タンク・給油機や危険物管理倉庫が整備された東消防署が新設され、2署制から3署制となりました。

また、犯罪の抑止や、その場所の利用者への安心感向上などを目的に、市の設置推進や、町会・自治会対象の防犯カメラ設置費補助金交付などにより、市内駅周辺・通学路などに防犯カメラを設置しました。

(6) 市民・行政が協働する“自立的で推進力のあるまち”

施策の推進が図られていると感じている人の割合は、3つの施策のいずれも平成27年度に比べて増加していますが、令和2年度から令和6年度にかけてはほぼ横ばいか微減傾向にあります。特に「2 市民と行政の相互協力」及び「3 行政経営の基盤強化」は、割合自体がいずれも2割を下回っており、他の施策と比べて低い水準となっています。

本市は平成30年に中核市に移行し、保健所の設置など市民に身近な行政サービスの向上に努めています。また、市税収入額は年々増加傾向にあり、収納率も令和5年度には98.2%にのぼるなど、財政基盤の強化も進めています。

今後は、地域で活躍する人材の育成やデジタルを活用した市民参加の促進など、市民の地域参画に向けた取り組みを進める必要があります。行政経営では、更なる効率化・集約化を進め、多様な市民ニーズに対応していきます。

【具体的な取り組み】

■税収の増加・財政基盤の強化

市税の収納率は、平成28年度の94.2%から、令和5年度には98.2%に上昇しています。市税収入も平成28年度の939億円から、令和5年度には1,025億円となり、この7年間で累計313億円増加しています。また、当初予算については、令和元年度から令和7年度まで7年連続で過去最大額となっており、財政の健全化と行政サービスの充実に向け、財政基盤の強化が進められています。

■SDGs推進に向けた取り組み

市内外企業や教育機関をはじめとしたさまざまなステークホルダーとの連携を図っています。

また、令和6年度に「SDGs未来都市」及びその中でも特に優れた先導的な取り組みとして、「自治体SDGsモデル事業」として内閣府からの選定を受けました。

川口SDGsオリジナルシンボルマークの作成や広報かわぐちへのSDGsゴールアイコンの表示、川口SDGsパートナー制度やSDGs特設サイトの活用、市職員へのSDGs研修などにより、さらなるSDGsの啓発・推進を図ります。

4. 社会情勢の変化

(1) アフターコロナ

コロナ禍より始まったテレワークの全国的な普及に伴い、転居意向が高まっています。令和5年度に国土交通省が実施したテレワーク人口実態調査では、テレワーカーの約4割が、転居意向があるか、実際に転居をしたと回答しています。さらに、転居意向がある人のうち約7割が東京23区外への転居を希望しており、「住宅の広さ」「家賃・生活費の安さ」といった点が転居意向に影響しています。

また、コロナ禍にはオンライン会議やキャッシュレス決済が普及するなど、デジタル技術の重要性が飛躍的に増えています。行政機関においても、令和元年から地方税の電子納税システムが導入されるなど、キャッシュレス化に向けた取り組みが進められています。

この居住意向が今後も続く可能性があり、デジタル技術の重要性の高まりが不可逆的な変化であることから、人々の居住ニーズに合わせたまちづくりや、デジタル化に向けた取り組みを進めるとともに、デジタルデバイド解消のための対策を行う必要があります。

さらに、今後も同様のパンデミックが起こりうることから、コロナ禍の経験を教訓とした体制を維持していく必要があります。

(2) 少子高齢化・人口減少社会の進行

少子高齢化が進行する我が国の人口は、平成20年の約1億2,800万人をピークに減少に転じ、令和6年1月には約1億2,400万人となっています。出生数は年々減少を続け、令和6年には約70万人を割り込む一方、老年人口(65歳以上)は約3,600万人に達し、総人口の約28.8%を占めています。

本市は、東京23区に隣接する利便性の高い、暮らしやすいまちとの評価を受け、人口増加が続いています。将来人口推計では、今後もほぼ横ばいから緩やかな増加が続くと予測されていますが、令和32年以降は緩やかな減少に転じることが見込まれています。なお、日本人人口はすでに令和3年以降減少が続いている一方で、外国人人口は近年増加が続いており、今後もこれらの傾向は続くものとみられます。

また、少子高齢化が進んでおり、年少人口(0～14歳)はすでに減少が始まり、老年人口は増加が続いています。老年人口の比率は、22.9%(令和7年1月1日)と国に比べるとまだ低いものの、今後は急速に高齢化が進むものとみられています。ただし、生産年齢人口(15～64歳)については、近年日本人人口は減少していますが、外国人人口が増加していることから、全体として令和32年頃まで増加が続くとみられます。

このように、本市においては、少子高齢化・人口減少は当面緩やかに進むことが見込まれていますが、日本人人口のさらなる減少や少子高齢化の加速により人口構造が大きく変化し、行政需要がますます多様化・増大することが予想されます。これに対応するため、デジタル技術や民間事業者のノウハウを活用するなど、行政の体制整備や効率化の促進が求められています。

(3) 外国人住民の増加

日本社会では在留資格の多様化や近年の国際化に伴い、コロナ禍の影響があった数年を除き国内の在留外国人数が年々増加しています。本市では特に外国人住民が急増しており、令和6年6月末時点で、政令指定都市を除き、全国の市区町村において外国人住民数は第3位となっています。

また、本市の外国人住民のうち、生産年齢人口(15～64歳)は全体の約8割を占めており、日本人人口の少子高齢化が進む中で社会の担い手になりうる層であると言えます。

一方で、一部外国人による犯罪行為に加え、夜間の騒音やごみの不法投棄、公園内でのマナー違反など、トラブルも発生しています。犯罪行為に対しては毅然とした対応をしつつ、日本人住民と外国人住民が共に地域社会の担い手として活躍できる多文化共生社会の実現に向け、さらなる取り組みを進める必要があります。

(4) 地域共生社会の実現

少子高齢化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会環境の変化に伴い、8050問題や世帯全体が孤立している状態、介護と育児のダブルケアなど、分野横断的な対応が求められる課題や制度の狭間にある課題が顕在化しています。これらの課題を解決するため、国においては「地域共生社会」の実現をめざし、社会福祉法等の関係法令を改正しています。市町村においては、既存制度の縦割りにとらわれず、福祉の領域を超え、他分野(保健医療・住まい・就労及び教育など)との連携により、さまざまな課題を解決していくことが求められています。

本市でも、分野横断的な対応が必要な課題や制度の狭間にある課題など、多様な課題について相談ができる窓口へのニーズが高まっているほか、市民と地域のつながりが希薄化している傾向も見られており、今後さらなる支援体制を推進していくことが必要となります。

(5) こども・子育て施策の推進

令和5年4月にこども家庭庁が設立され、同時にこども基本法(令和4年法律第77号)が施行されました。こども家庭庁は、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こどもの権利尊重を基本理念に位置づけられたこども施策の着実な施行や、こどもの成長環境の提供、結婚・妊娠・出産・子育てへの一体的な支援、誰一人取り残さない成長保障などを政策として位置づけ、我が国におけるこども政策の加速が期待されるとともに、地方自治体に対しても、こどもまんなか社会の実現に向けた対応が求められています。

こうした中、本市の出生数は減少し、令和5年の合計特殊出生率は0.95となっており、全国平均の1.20を下回るなど本市の少子化は全国平均と比べて深刻化していることから、妊娠・出産の支援や、就学前からの教育環境の充実を図る必要があります。

さらに、こどもにとっても真に魅力あるまちとなるよう、こどもの権利を尊重し、当事者であるこどもや保護者の意見を施策に反映するとともに、こどものバックグラウンドにかかわらず、誰もが健やかに生き生きと暮らせるまちづくりを進めていくことが重要です。

(6) 地域産業の変化

現在日本では、長引く円安傾向や、国際情勢による原材料費やエネルギーコスト高騰によって物価が上昇しており、今後もこの状況が継続することが考えられます。また、全国的な少子高齢化に伴い、深刻な人手不足や、後継者不足による廃業が課題となっています。中小企業庁「2024年版中小企業白書」によると、従業員過不足DIは-23.2と過去10年間で最も低い値となっており、6割以上の中小企業・小規模事業者で人手不足が問題になっているほか、半数程度の中小企業・小規模事業者で後継者が未定となっています。

中小企業・小規模事業者が多い本市においても同様の状況であり、特に代表的な産業である製造業の減少割合が全国や埼玉県、近隣中核市と比較して高くなっています。

中小企業・小規模事業者においては、特に物価や人手不足の影響を受けやすいため、DXやロボットの導入によって、人手不足の中で業務の標準化・自動化を実現しつつ、売上高増加につながる省力化投資や、単価の引き上げによる生産性・付加価値の向上といった対応が取り組みとして重要になります。また、十分な人材確保のためには、物価に見合った賃上げを実施することが必要であり、賃上げの原資確保のためには価格転嫁の促進が重要です。

(7) DXの進展

IoT、AI、RPAなどに代表される新技術の普及が急速に進んでおり、市民生活や産業に大きな影響をもたらしています。技術の革新に伴ってDXの取り組みが拡大しており、業務や学習にAIを活用する動きが現れる一方、AIの不正確な返答や、著作権問題など、新しい技術の活用にはリスクも存在します。また、デジタルデバイドや、中小企業でのDXの遅れが問題となっています。

本市では、令和5年に川口市DX推進指針を策定し、「市民サービスの向上」「市役所業務のデジタル化」「デジタル化の基盤・環境整備」を基本方針として、市民の利便性の向上と職員の負担軽減を図っています。

新技術については、リスクを踏まえて検討を行い、課題解決に活用することが求められます。また、すべての市民が技術を活用できるように、デジタルデバイド対策を行っていく必要があります。さらに、DXが十分でない中小企業・小規模事業者に対しては、さまざまな支援を通して、DX導入・実行を拡大していくことが求められます。

(8) 脱炭素社会の実現

平成27年のパリ協定において、世界共通の目標として「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」「今世紀後半に温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と吸収源による除去量との間の均衡を達成すること」が掲げられました。このパリ協定を受けて国は、令和2年10月、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルをめざすことを宣言しました。

本市は令和4年3月に、「ゼロカーボンシティ」を宣言し、2030年度までに温室効果ガス排出量を46%以上削減(平成25年度比)する中期目標を掲げており、太陽光発電設備・蓄電池・電気自動車などの導入支援、新設・改築の公共施設のZEB化の実行、カーボン・オフセットの取り組みなど、脱炭素社会の実現に向けた取り組みが重要です。

(9) 自然災害の頻発・激甚化

近年、台風・集中豪雨などの自然災害が頻発化・激甚化しています。また、首都直下地震も今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予想され、災害対策の市民ニーズは強まっています。

本市では、首都直下地震で市の南部を中心に最大震度6強の揺れが想定されているほか、荒川が決壊した場合には市の南部・西部の浸水が想定されています。市内ではまだ旧耐震基準の建築物も多く、耐震診断や耐震改修の促進が引き続き求められます。防災・減災対策、災害復旧を見据えたまちづくりに取り組む一方、市民や事業者との連携体制の強化、地域での共助の仕組みづくりを進めるなど、災害に対するレジリエンスを向上させることが重要です。

加えて、本市は川口市地域防災計画を全面改定するとともに、新たな危機管理体制を整備しました。また、防災情報については、防災行政無線やきらり川口情報メール、市公式LINEのほか、携帯電話事業者による緊急速報メールやSNS等を活用するなど、すべての市民に防災情報を届けられるよう、さまざまな伝達手段を検討・構築して発信していきます。さらに、国や全国自治体からの受援体制構築を含め、情報技術を活用した防災DXによる効率的な災害体制・連携の強化が必要です。

生活再建に向けた避難所の生活環境の充実・改善も不可欠であり、要配慮者支援やジェンダー視点も含めた安全・安心な避難所運営が求められています。

5. まちづくり推進上の課題

(1) 誰もが自分らしく暮らせる地域共生社会の実現

少子高齢化や家族の在り方の変化、技術の進歩に伴い、人々が抱える困難やニーズが多様化・複雑化していることに加え、共同体の機能の衰えや担い手不足といった課題も生じており、市民ニーズへの対応が難しくなっています。これら困難を抱えるすべての人が社会で役割を持ち、生きがいを持って自分らしく暮らせるために、従来の分野属性ごとの対応とは異なる、新たな支援体制を整備する必要があります。行政のみに留まらず、市民、地域、行政が一体となって継続的で包括的な支援体制を充実させるほか、これまでの制度分野ごとの縦割りや、支え手、受け手の関係を超えて、地域のすべての人が主体として地域活動に参加することが求められています。これらの取り組みによって、市独自の支援体制を構築し、地域一体で支え合いながら、誰もがすべてのライフステージで、健康で自分らしく生き生きと暮らせる地域共生社会を実現していくことをめざす必要があります。

(2) 安全・安心な地域コミュニティづくり

近年、気候変動の影響で自然災害リスクが増大しています。大規模災害時には、行政がすべての被災者を迅速に支援することが難しいため、住民同士の共助が重要となります。発災時の安全を確保するため、平時から防災知識の啓発や防災訓練を行い、地域で支え合う仕組みづくりが求められています。

しかし、229もの町会・自治会の加入率は低下の一途をたどっており、令和6年度には54.3%となっています。住民が安全・安心に暮らせるまちであり続けるために、互いに理解し合い、支え合って暮らせる地域コミュニティを築くことが求められています。

また、本市には多様な人々が集まっています。その中で、習慣・文化の違いによるトラブルが発生しており、体感的な治安の悪化が懸念されます。市民の誰もがお互いを認め合い、かつ安心して暮らせるよう、地域コミュニティでの交流を活発に行い、互いに理解し合える環境を作る必要があります。

(3) 子育てしやすく、こどもが生き生きと活躍できる環境づくり

本市の出生数は減少傾向にあり、15歳未満の年少人口も直近10年間は毎年減少を続けています。この状況は今後も続き、将来の地域を支える人材が減少する見込みであることから、持続可能な地域であり続けるためにも、こどもを産み、育てやすく、どの世代からも住み続けたい地域として選択される環境づくりが必要です。

そのためには、妊娠・出産・子育てに対する不安や孤独、孤立の解消、負担軽減など、地域一体となって経済的・精神的・身体的支援を推進し、安心してこどもを産み育てる子育て・教育環境を実現させることで、子育て世代の流入を促進し、流出を抑制する必要があります。

さらに、本市で成長するすべての子どもたちが、将来も本市に定住し、地域の人材として活躍し、本市で子どもを産み育てたいと思えるよう、本市で育つことの魅力や愛着を肌で感じることができる環境づくりが重要です。

(4) 学びとスポーツ・文化を身近で気軽に取り組める環境づくり

生涯学習やスポーツ、文化芸術に取り組み自己実現を図ることは、日々の生活にゆとりとうるおいをもたらし、健康の維持・増進につながると言われています。すべての市民が心身ともに豊かな生活を送ることを可能とするため、生涯学習やスポーツ、文化芸術に気軽に取り組める環境づくりが重要です。

本市は、これまで公民館や図書館、科学館といった生涯学習拠点、青木町公園総合運動場や現在整備中の(仮称)神根総合運動公園といったスポーツ拠点、文化財センター「郷土資料館」や川口総合文化センター・リリア、川口市立美術館、アートギャラリー・アトリアといった歴史と文化芸術拠点の整備・運営を行い、市民の自己実現の場の提供を図ってきました。これらの施設を活用し、さまざまなスポーツ行事や文化活動が行われています。

引き続きこうした環境づくりに取り組むとともに、本市のさまざまな施設を活かした講座や教室、イベントの開催を積極的に行うなど、ソフト面の施策によっても市民の自己実現を後押ししていくことが重要です。

(5) 伝統と技術が融合したにぎわいと魅力のある産業づくり

魅力のあるまちづくりを進めるうえで地域産業の活性化は欠かせません。本市は、鋳物や機械、植木、織物、和竿などのものづくり産業を中心に発展してきましたが、グローバル化や産業構造の転換などが進む中で、企業や工場、農業者の数は減少傾向にあり、新たな成長の道を探る必要が生じています。

伝統のある産業が本市の発展を支えてきた一方、「SKIPシティ」では映像にかかわるクリエイターや事業者への支援が行われているほか、NHKの大型スタジオが整備され、市内に映像関連産業を核とした次世代産業の集積も進みつつあります。

今後は、本市の歴史のある産業を活性化し、映像関連技術などを活用することで、伝統と技術が融合した、新たな産業を創出していくことが求められます。

そのためには、「川口i-mono・i-wazaブランド」や「川口市市産品フェア」をはじめとして、伝統が培った匠の技と最新技術を融合させた、優れた技術をブランディング・プロモーションすることに加えて、産官学の連携による新しいビジネス展開、新たな起業への支援、産業のまちとしてのアイデンティティ醸成による将来世代の担い手の育成・確保を推進していくことが必要となります。

(6) 清潔で自然を身近に感じられる環境づくり

本市の緑の空間は、生産緑地地区の面積減少など、土地利用の変化に伴って失われていくおそれがあります。

緑地の積極的な保全や、壁面緑化や生垣設置なども含めた都市や郊外の新たな緑の空間の創出により、市民の目線で緑を身近に感じられる環境づくりを進め、市民生活にうるおいを与えるとともに、ヒートアイランド現象の改善など、気候変動に対応する暮らしやすいまちづくりに寄与します。

また、地球温暖化に伴う気候変動などの環境問題が深刻化しており、本市では脱炭素社会の実現に向けて、市民一人ひとりの意識改革や行動変容を促しつつ、省エネルギー化の推進、再生可能エネルギーの活用、次世代自動車の普及、住宅の断熱対策推進などを通じて環境負荷の低減に取り組むとともに、市民、事業者、市がそれぞれの役割を果たし、協働して持続可能で豊かな暮らしをめざす必要があります。

さらに、清潔で美しいまちづくりを実現するためには、3R(発生抑制・再使用・再生利用)を進めるとともに、不法投棄対策や廃棄物処理施設の適切な更新を行う必要があります。

(7) さらに利便性が高く快適な都市空間の形成

本市の南部は利便性の高い市街地が形成されている一方で、北部には市街化調整区域として緑農地が保全されている地域もあり、地域ごとに特色が大きく異なります。社会基盤の整備や交通アクセスの充実、商業地におけるにぎわいづくり、安全で快適な住環境づくり、文化・芸術空間の創出、緑豊かな地域の保全、防災・防犯のまちづくりなどを通じ、市民生活における利便性・快適性をさらに向上させていくことが求められています。

今後は、鉄道駅周辺におけるにぎわい創出に向けた官民連携による取り組みの推進、多様な魅力を有する地域の特色を活かした土地地区画整理事業などの手法による都市環境の形成、さらに利用しやすい交通ネットワークの構築、公園の整備、商業施設・商店街の活性化、災害に備えた施設の整備、建物の耐震化の推進、狭あい道路の拡幅整備、防犯対策の強化など、本市の強みを伸ばし、弱みを補う取り組みが必要です。

特に、今後予定されている上野東京ラインの川口駅停車は、本市に大きなインパクトをもたらすことから、駅施設の改修、川口駅西口に建設した川口市立美術館・川口西公園におけるにぎわいの創出、川口駅東口の商業施設・商店街の活性化、ウォーカブルな市街地の形成、川口駅と川口元郷駅間の沿道空間形成など、駅周辺の回遊性を強化する取り組みが重要になります。

(8) 協働によるまちづくりと安定的で持続的な行政運営

本市では、古くから地域に根差した町会・自治会が活発に活動し、地域のコミュニティづくりにおいて大きな役割を担ってきました。しかし、近年は社会・経済の成熟化や個人の価値観・ライフスタイルの多様化が進み、町会・自治会の加入率の低下や構成員の高齢化などにより、地域の担い手が減少し地域で暮らす住民同士のつながりが以前よりも希薄になりつつあります。「まちはみんなでつくるもの」であり続けるためには、複雑化・多様化する地域課題に対し、多様な主体とも連携し、行政との協働を一層促進し、解決に向け取り組んでいくことが重要です。

また、本市の財政状況は、市税の収納率の向上とそれに伴う市税収入の増加に加えて、歳出規模を増加させながら市債残高の抑制にも取り組み、健全な状況を維持してきました。しかしながら、少子高齢化に伴う社会保障費の増加や公共施設の老朽化に伴う維持補修費などの経常経費の増大が見られており、人件費や物価の高騰などにより今後さらに財政需要が膨らむことも考えられます。

行政の効率化・高度化を図るため、デジタルや先端技術も活用しながら、中核市としての充実した行政サービスと、安定的で持続的な行政運営の推進が求められます。

6. まちづくりの考え方

(1) 今後さらに力を入れてほしいもの

市民意識調査において、今後さらに力を入れてほしいものとしては、「保健・医療」、「災害・犯罪」の比率が5割近くと高くなっています。次いで、「高齢者」、「子育て」、「交通環境」の比率が3割を超え、「誰もが安心して暮らせるまち」、「買い物」、「教育」「行財政運営」の比率が2割を超えています。

「めざす姿」としては、「Ⅰ 全ての人にやさしい“生涯安心なまち”」の比率が全体的に高くなっています。

めざす姿	選択肢	R6回答割合 (1,744票)
Ⅰ 全ての人に やさしい“生涯 安心なまち”	保健・医療体制が充実し、健康に暮らせるまち	47.7
	子育てしやすい環境づくりに力を入れているまち	32.7
	高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせるまち	33.1
	年齢・性別、障害の有無などにかかわらず、誰もが安心して暮らせるまち	26.8
Ⅱ 子どもから 大人まで“個々 が輝くまち”	子どもたちが積極的に学ぶことができる環境が整っているまち	22.6
	学校や家庭、地域が協力し、子どもたちの成長を支えているまち	14.8
	文化・芸術活動やスポーツなどの生涯学習をしやすい環境が整っているまち	13.9
	性別や国籍などによる差別のない、お互いを尊重し理解し合えるまち	16.7
Ⅲ 産業や歴史を 大切にしたい “地域の魅力 と誇りを育む まち”	市内産業が元気なまち	7.9
	ものづくり産業が活発なまち	5.4
	大型店から商店街まで買い物がしやすいまち	23.2
	植木や特産野菜など特色ある都市農業が行われているまち	6.0
	市内外に誇れる魅力があるまち(自然や歴史、文化芸術など)	9.3
Ⅳ 都市と自然が 調和した“人と 環境にやさしい まち”	豊かな水と緑に親しめる場所があるまち	16.1
	省エネ・再エネなど地球温暖化防止に向けた取り組みを積極的に行っているまち	11.8
	ごみの減量化や、リサイクルなどを積極的に行っているまち	10.9
Ⅴ 誰もが“安全で 快適に暮らせる まち”	住・工・商・緑など地域ごとの特性を踏まえた適正なまちづくりが推進されているまち	6.9
	安全・安心・快適に移動できる交通環境が整っているまち	32.6
	いつでも安心して水道や下水道を利用できるまち	11.4
	さまざまな災害や犯罪などに対する安全・安心なまちづくりが行われているまち	45.8
Ⅵ 市民・行政が 協働する“自立 的で推進力の あるまち”	ボランティアや地域活動など(町会・自治会など)、市民が元気に活動できるまち	6.8
	市民が市政に参加しやすく行政と協力してまちづくりを行っているまち	13.1
	効果的かつ効率的な行財政運営がなされているまち	22.9

(2)市民から寄せられた主な意見のまとめ

本計画は、市民・行政双方の視点をもとにまちづくりの方向性を定めます。

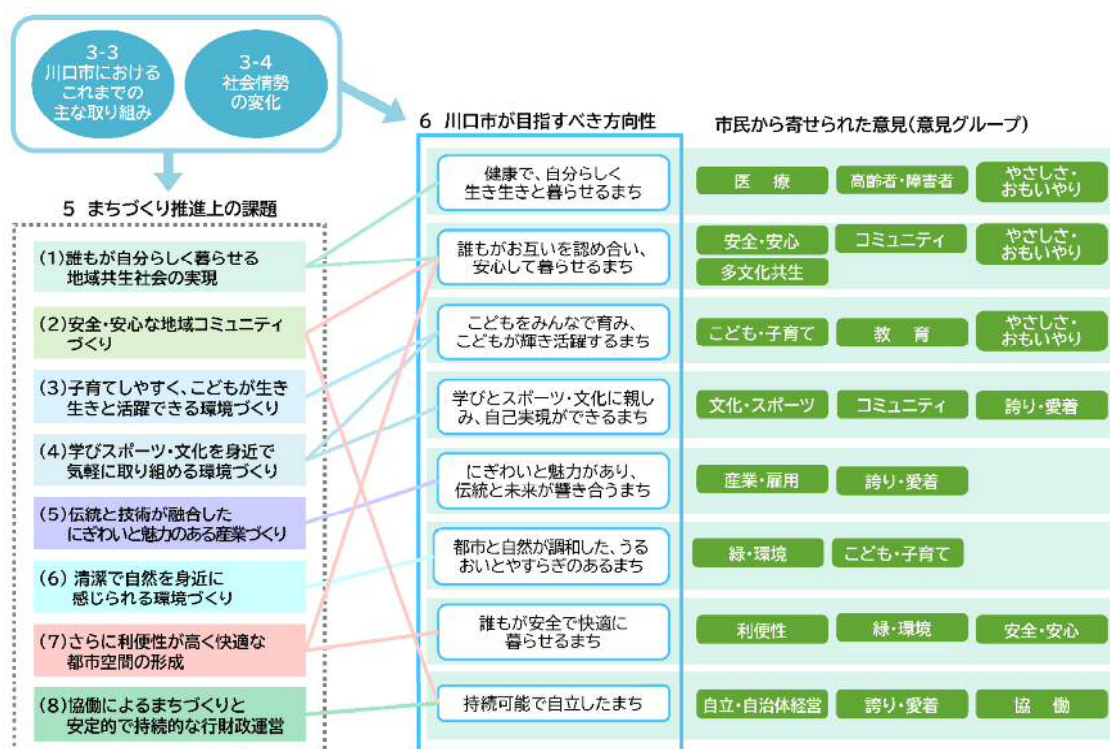
市民の皆さんの視点から、市政へのご意見をお聞きするため、本計画の策定にあたって、市民意識調査、町会・自治会向けアンケート調査、子育て世代の市民アンケート調査、外国人の市民アンケート調査、中高生未来を拓くふれあいトークを行ったところ、市民から多くの意見が寄せられました。

主な意見をまとめると、以下のようなグループに分類することができます。

市民から寄せられた主な意見	意見グループ
差別のない相互理解のまち 地域モラルの向上 コミュニケーションの支援 など	多文化共生
様々な背景を持った人が住みやすいまち 人が人に優しく声をかけあうまち など	やさしさ・おもいやり
災害や犯罪に対し安全・安心なまち 体感治安の向上 街中の安全整備 など	安全・安心
地域イベントの開催 住民同士の交流の機会を増やす など	コミュニティ
子育てしやすい 環境づくりのまち こどもが遊びやすい 環境の整備 こどもの居場所の確保 など	こども・子育て
良質な教育の提供 部活動への支援 自然の中で学べる環境 など	教育
スポーツが盛んなまち スポーツ施設の充実 リリアや美術館の活用 など	文化・スポーツ
健康に暮らせるまち 医療施設の充実 救急医療の充実 など	医療
誰もが安心して暮らせるまち 高齢者の健康増進 障害者施策の充実 介護事業の充実 など	高齢者・障害者
市内産業への支援 民間企業の誘致 観光スポットの設置 など	産業・雇用
近くに公園や自然がある 緑地環境の整備 川の水質保全 ごみ出しルールの啓発 など	緑・環境
駅前の商業施設の整備 買い物などの日常生活が便利 交通環境が整っているまち など	利便性
効果的・効率的な行財政運営 情報発信の強化 など	自立・自治体経営
川口市民であることを誇りに思えるようなまちづくり 人に勤めたくなるまち 「川口といえばこれ」をつくる など	誇り・愛着
市民の意見を反映した施策の実施 市民の良さを生かすまち 開かれた市政の推進 など	協働

(3)市民と行政の視点を踏まえたまちづくりの考え方

以上の意見をまとめた市民の視点(意見グループ)と、「3-3 川口市におけるこれまでの主な取り組み」「3-4 社会情勢の変化」、「3-5 まちづくり推進上の課題」、そして職員アンケート調査といった行政の視点を踏まえ、今後、本市がまちづくりを進めるうえでの柱となるテーマとして、めざすべき方向性を次のとおり整理しました。



基本構想

基本構想

1. 総合計画策定の目的

本市では、昭和50年の「川口市総合計画」から平成28年の「第5次川口市総合計画」まで、市政運営の指針となる総合計画を順次策定し、市勢の発展、市民生活の充実・向上に努めてきました。

一方、社会情勢は、本格的な少子高齢社会、ICT普及拡大に伴う人々のコミュニケーションや価値観の変化、新型コロナウイルス感染症の教訓を踏まえた公衆衛生対策・危機管理体制に対する考え方の変化など、その変動が激しく予測も難しくなっています。

こうした情勢の変化の中、本市を取り巻く状況を整理し、本市がめざすべき将来像への指針として、「第6次川口市総合計画」を策定します。

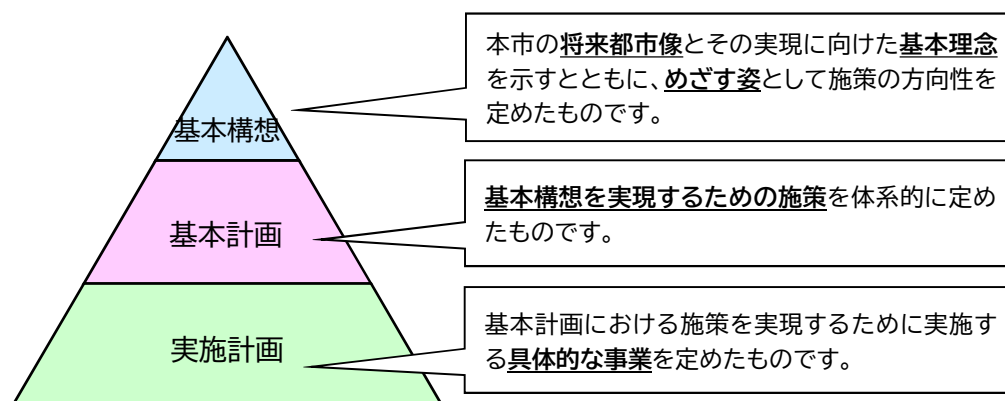
2. 総合計画の構成と期間

総合計画は、本市のまちづくりのビジョンを明らかにするものであり、本市の将来の姿を掲げるとともに、その実現のために必要とされる施策の基本的な方向を定めるものです。

本計画は、分かりやすく実効性の高い計画とすることに重点を置き、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3層構造で構成します。

なお、それぞれ期間については、基本構想が令和8年度からの10年間、基本計画が前期・後期各5年間（後期計画は令和13年度を始期として令和12年度に策定）とし、実施計画は毎年度3年先を見据えて定めます。

総合計画の構成



総合計画の期間									
令和8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
基本構想(令和8～17年度)									
前期基本計画(令和8～12年度)					後期基本計画(令和13～17年度)				
実施計画(3年)									
	実施計画								
		実施計画							
			実施計画						

3. 基本理念

本市では、「市民とともに輝くまちづくり」、「みんなの笑顔輝くまちづくり」、「いつまでも輝き続けるまちづくり」を総合計画における基本理念とします。

この基本理念は、これからのまちづくりの根幹となる考え方です。

<協働に関する理念>

市民とともに輝くまちづくり

市民は市政の主人公であり、お互いを尊重し合い、人と人との相互のつながりを大切にしながら、市民自らの手で自らのまちをつくっていきます。

行政は、市民と力を合わせ、また企業なども含めたさまざまな主体の強みを生かしながら、まちの魅力をさらに磨き、市民とともに輝くまちづくりを推進します。

<市民の幸せに関する理念>

みんなの笑顔輝くまちづくり

市民の多様な価値観、ニーズ、ライフスタイルが尊重され、豊かな個性が育まれる地域社会を築くことによって、市民の誰もが心豊かに、幸せに暮らすことができるまちをめざします。こどもからお年寄りまで、市民一人ひとりの笑顔が輝き、ずっと住み続けたいと思えるまちづくりを推進します。

<社会の持続性に関する理念>

いつまでも輝き続けるまちづくり

少子高齢化などの社会情勢を踏まえ、長期的な視点に立ったまちづくりを推進します。限りある資源を有効に活用しながら地域社会の発展を図り、すべての人が安心して暮らせる環境を整備し、笑顔がいつまでも輝き続ける、持続可能でより良い社会の実現をめざします。

4. めざすまちの姿

(1) 将来都市像

産業と文化と自然が調和した 輝きあふれるまち 川口

本市は「ものづくりのまち」として発展してきた歴史があり、現代においても多様な産業活動が市勢の原動力となっています。また、宿場町として栄えた歴史を伝える建造物が残るほか、新たな文化芸術拠点の整備が進み、豊かな文化芸術環境が整っています。さらに、都心近郊に位置するアクセスの良い立地ながら、水辺空間や緑地空間などの自然に触れることができ、住みやすいまちとしての認知も広がっています。

こうした「産業」と「文化」と「自然」を調和させ、本市ならではの活力と豊かさと安らぎに満ちた環境で、すべての人が生き生きと活躍し、未来を創造していく、輝きあふれるまちをめざします。

(2) めざす姿

将来都市像を実現するため、基本理念に則り、以下の8つの「めざす姿」を定めます。

【めざす姿①】 健康で、自分らしく生き生きと暮らせるまち

健康に対する市民ニーズがより高くなっているほか、少子高齢化や核家族化といった家族形態の変化、ライフスタイルの多様化などの社会情勢の変化に伴い、福祉に対するニーズも高度化・複雑化しています。これらのニーズに対応するためには、市民・地域・行政がそれぞれの役割を担いながら一体となり、包括的で一貫した支援体制を整備することが必要です。こうした体制の下で、医療体制の充実、感染症対策の強化、市民の心身の健康維持と社会参加への支援を行うことで、すべての人が健康で、自分らしく、生きがいを持って暮らせるまちをめざします。

【めざす姿②】 誰もがお互いを認め合い、安心して暮らせるまち

多様化が進む現代社会において、すべての人が安心して暮らせるまちづくりが求められています。その実現のために、お互いを認め合う環境づくりを進めるとともに、町会・自治会などの地域に根ざしたつながりや、市民の自主的なコミュニティ活動をまちづくりに生かします。また、激甚化する災害に備え、人々の日々の安全を守るために、防災や防犯、救急体制の充実を進め、自助・共助・公助によって、安心して暮らせるまちをめざします。

〔めざす姿③〕 こどもをみんなで育み、こどもが輝き活躍するまち

本市が活力にあふれる持続可能な地域であり続けるためには、こどもたちが充実した養育環境・教育環境の下で健やかに成長し、大人になっても本市に愛着を持って住み続け、次世代の地域社会の担い手となるような環境整備が重要です。こうした世代をつなぐ好循環を維持していくために、市民、地域、行政が一体となってこどもの成長をサポートし、どのような環境にあるこどもにも豊かな学びの機会を確保するとともに、安心してこどもを生み育てることができるまちをめざします。

〔めざす姿④〕 学びとスポーツ・文化に親しみ、自己実現ができるまち

生涯学習やスポーツ、文化芸術を通じて、学び、活動することは、こころとからだの健康維持・増進をもたらし、精神的・肉体的・社会的に良好な状態(Well-Being:ウエルビーイング)の向上につながります。

本市が有するさまざまな学びの施設やスポーツの拠点、文化芸術の創造拠点を活用しながら、ライフステージや障害の有無、文化的背景にかかわらず誰もが心豊かに自己実現できるまちをめざします。

〔めざす姿⑤〕 にぎわいと魅力があり、伝統と未来が響き合うまち

少子高齢化による産業の担い手・後継者不足や、エネルギー・資材価格の高騰など、経済情勢が変化する中、DXによる業務効率化や生産性向上などによる企業の成長基盤の強化を支援する体制が重要です。また、次世代へ技術の伝承とさらなる革新によって、より良いモノやサービスを社会に送り出していく本市の産業の力強さを発揮して、伝統と未来が響き合い、新たな魅力とにぎわいが生まれるまちをめざします。

〔めざす姿⑥〕 都市と自然が調和した、うるおいとやすらぎのあるまち

本市にある多くの緑地や水辺空間と、そこに育まれた豊かな自然を将来の世代にも引き継げるように保全します。また、清潔で快適な都市生活を送ることができるような環境の整備や、自然と触れ合えるような緑地や水辺空間の整備を進め、うるおいとやすらぎのあるまちをめざします。

【めざす姿⑦】 誰もが安全で快適に暮らせるまち

市内全域での交通ネットワークの整備や土地区画整理事業の推進、バリアフリー化を中心とした交通環境の利便性の向上や、ウォークラブルなまちづくりによる便利で快適な都市空間形成を図ります。また、安全・安心な上下水道サービスの提供などのインフラ整備を進め、災害に強く、誰もが安心して過ごせるまちをめざします。

【めざす姿⑧】 持続可能で自立したまち

これまでに掲げた7つのめざす姿を実現するためには、持続可能で自律的な行財政体制のもとで、多様な主体と連携しながら計画的な行政運営を行う必要があります。そのために、財政基盤の健全化やDXの推進、人材の確保・育成と適正配置などの体制整備を一層促進します。

また、多様化する市民ニーズに対応し、公共施設の規模・機能の最適化や、行政サービスに対する受益者負担の適正化など、不断の行政改革に取り組み、官民連携による民間活力も取り入れながら、安定した行財政基盤の維持・改善をめざします。

基本計画総論

基本計画総論

1.基本計画策定の趣旨

●基本計画の位置づけ

基本計画は、基本構想で掲げた基本理念や将来都市像、めざす姿を実現させるため、基本的かつ重要な施策を定めるものです。

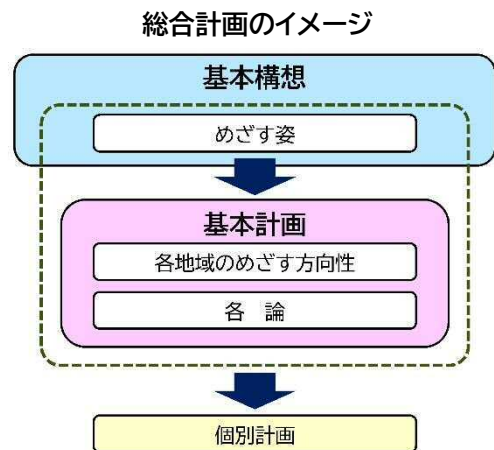
施策を実現させるためには、時代の潮流を読み取り、多様化・複雑化する市民ニーズに的確かつ柔軟に対応することが必要です。また、市民や企業なども含めた多様な主体とまちづくりを推進するとともに、本市だけではないより広域的な視点も必要であることから、国・県・近隣都市との連携を密にし、施策の実現を図るものです。

●基本計画の構成

基本計画では、基本構想で定めた8つのめざす姿ごとに、めざす姿を達成するための施策を体系的に位置づけています。

基本計画「各論」では、社会状況や市民ニーズの変化を踏まえたほか、人口と世帯数の推計結果をもとに、施策ごとに課題や目標、主な取り組みなどを整理しました。

また、「個別計画」は、各分野において、より具体的な取り組みの内容を総合計画との整合性を図って策定するものです。



●基本計画の計画期間

基本計画の計画期間は、多様化する課題や市民ニーズ、変動の激しい社会情勢に対応できるよう前期と後期に分け、それぞれ5年間としています。

●基本計画策定の方向性

■本市を取り巻く社会情勢の変化に対応した計画の策定

新型コロナウイルス感染症の流行やそれに伴うライフスタイルの変化、少子高齢化や人口減少社会の進行、外国人住民の急速な増加、気候変動に伴う自然災害の激甚化・頻発化、DXなどの先端技術の進展など、本市を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、中長期的な視点から新たな課題に対応できる計画となるよう策定しました。

■多様な主体との連携を進める計画の策定

市民は市政の主人公です。市民が自らの手で自らのまちを作っていくことができるよう、行政が市民だけでなく、有志団体や企業なども含めた多様な主体と連携し、実施していく計画となるよう策定しました。

■持続可能でSDGsの推進に資する計画の策定

この計画には、SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)の観点を取り入れています。各施策がSDGsの具体的な目標にどのように貢献するかを明示することで、施策の実施がSDGsの達成に資するようにするとともに、長期的な視点においても持続可能なまちづくりにつながる計画となるよう策定しました。



施策ごとに、SDGsのゴールアイコンを設置し、各施策がどのSDGsゴールに対応しているものか、わかりやすく表示しています。

■中核市としてのメリットを活かせる計画の策定

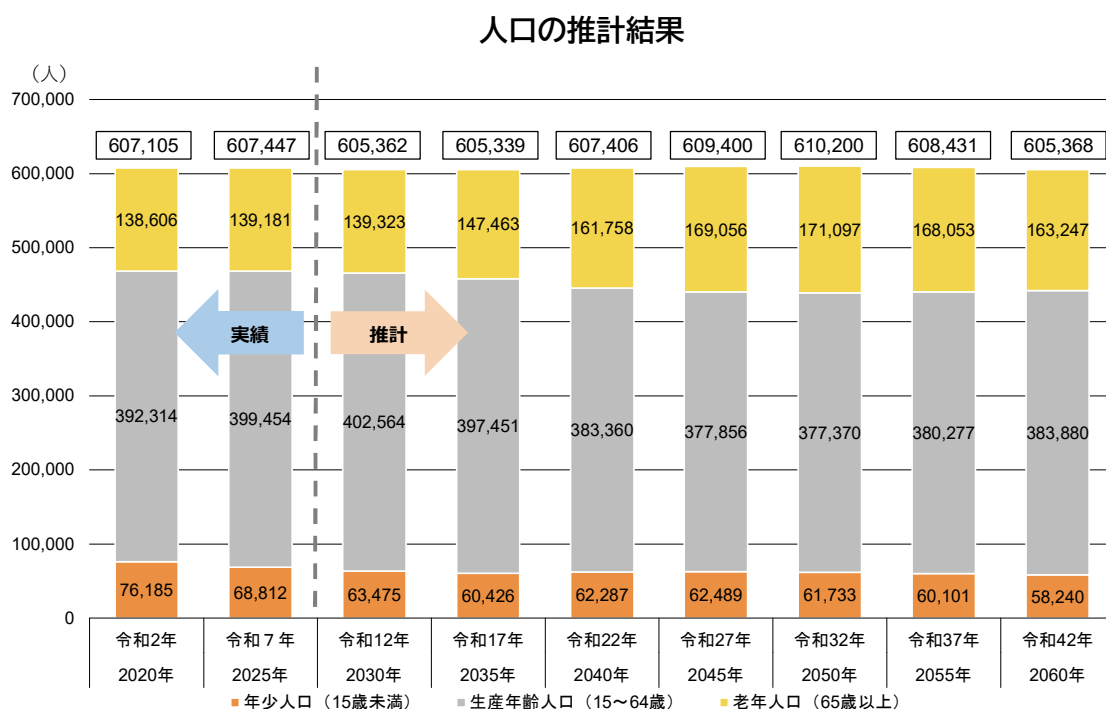
本市は、平成30年4月1日に中核市へ移行し、保健所の設置をはじめとして、これまで埼玉県が行ってきた事業・サービスの一部を市が行えるようになりました。こうした中核市としてのメリットを十分に発揮し、市民のニーズに応じて効果的で迅速かつ効率的に行政サービスを実施できる計画となるよう策定しました。

2.人口と世帯数の推計

基本計画での施策を検討するにあたって、参考とする将来の人口及び世帯数を下に示します。この将来人口及び世帯数は、想定される標準的な数値であり、目標値ではありません。現状のまま推移すれば、将来の人口や世帯数がこのようになることを想定しつつ、取り組むべき施策を検討し、より良いまちづくりを推進するために推計したものです。

推計によると、本市の人口は約60万人でほぼ横ばいで推移します。世帯数についても、今後ほぼ横ばいで推移し、令和32年の31.5万世帯がピークとなると推計されます。

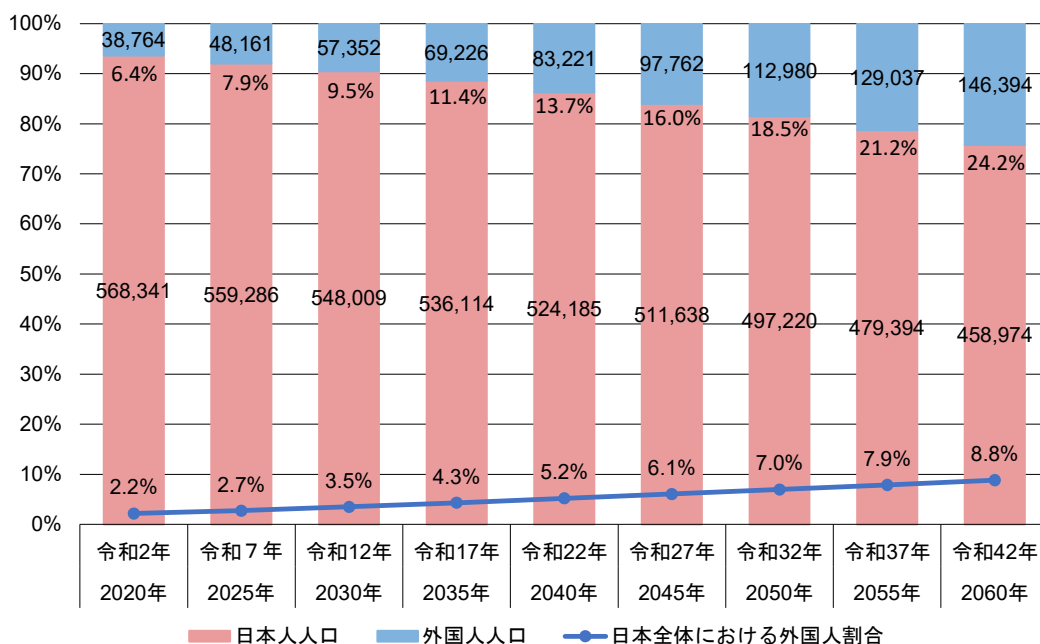
外国人については、今後増加傾向が続くと見込まれ、外国人比率は令和42年には24.2%になると推計されます。



世帯数の推計結果



外国人比率



※人口推計方法

日本人については、令和7年1月1日の住民基本台帳を基準として、国立社会保障・人口問題研究所が算出した生残率、住民基本台帳人口に基づく純移動率(2018→2019年、2019→2020年、2023→2024年の純移動率の平均)、子ども女性比(2019、2020、2024年の平均)を使って、各年・各歳によるコーホート要因法にて推計。

外国人については、令和7年1月1日の住民基本台帳を基準として、住民基本台帳人口に基づく変化率(2019→2024年)を使って、5年・5歳階級によるコーホート変化率法にて推計。

※世帯推計方法

直近の国勢調査(2020年)のデータを用いて川口市における世帯主率を算出し、国勢調査と住民基本台帳における世帯数の比により補正を行って推計。

※日本全体における外国人割合

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」をもとに作成。

3.各地域のめざす方向性

本市の 10 の地域(中央、横曽根、青木、南平、新郷、神根、芝、安行、戸塚、鳩ヶ谷)ごとに特徴をとらえ、地域の実情に即したまちづくりの方向性を示すものです。

神根地域

緑や水辺環境、農地と共存したうるおいある生活空間を生み出すとともに、自然資源や歴史資源を活かした拠点施設を活用し、人々の交流が盛んでにぎわいのあるまちをめざします。

戸塚地域

豊かな水と緑が調和した住環境の創出を図りながら、JR武蔵野線と埼玉高速鉄道線の結節点という拠点性を活かし、本市の「北の玄関口」として、にぎわいと交流のあるまちをめざします。

芝地域

交通利便性や商業機能を活かすとともに、密集市街地の解消などに向けた都市基盤整備を推進し、安全・安心で良好な住環境づくりを進め、にぎわいとゆとりのあるまちをめざします。

安行地域

「植木の里・安行」の伝統を継承するとともに、緑化産業の集積・発信を行い、魅力的で豊かな緑の地域資源を活かすとともに、住環境と自然が調和した安全で快適なまちをめざします。

青木地域

SKIPシティを中心に産業技術や文化の集積と発信を行うとともに、行政・教育の中核機能を高め、水辺空間に親しむことのできる快適で活気のあるまちをめざします。

新郷地域

貴重な緑地や歴史的資源を大切にしながら、治水・遊水機能を兼ねた都市基盤整備を推進するとともに、住宅と工場が共生する安全で快適なまちをめざします。

横曽根地域

西川口駅を中心として多文化共生やまちの活性化を図るとともに、荒川の河川空間を活かして自然とふれ合う場やスポーツを楽しむ場を創出するなど、にぎわいと安らぎがあり、安全・安心なまちをめざします。

鳩ヶ谷地域

日光御成道の宿場町としての歴史文化資源や利便性の高い交通ネットワークを活かし、にぎわいの創出や隣接地域との連携を踏まえた住みやすぐ訪れたい魅力あるまちをめざします。

中央地域

ものづくり産業の伝統と宿場町としての歴史を大切にしつつ、川口駅周辺のさらなる拠点性の高まりを踏まえ、経済や文化芸術を中心とする都市機能の充実を図り、利便性が高く活気あふれるまちをめざします。

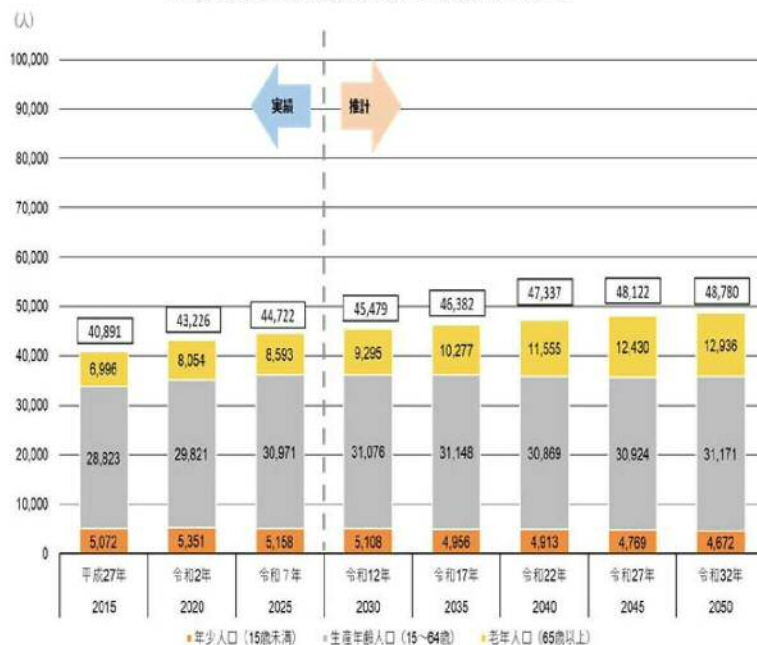
南平地域

住宅と工場が共生し、地域交通の利便性を高めつつ、荒川や芝川などの地域の資源を活かし、うるおいと活力を創出する安全で快適な住み良いまちをめざします。

【各地域の人口推計】

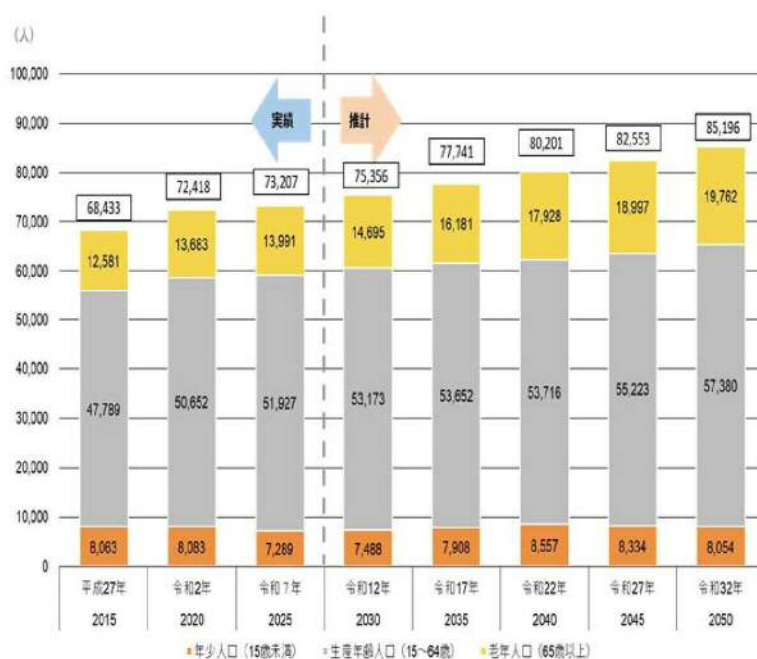
中央地域

地域の人口は増加傾向が続くと見込まれます。



横曽根地域

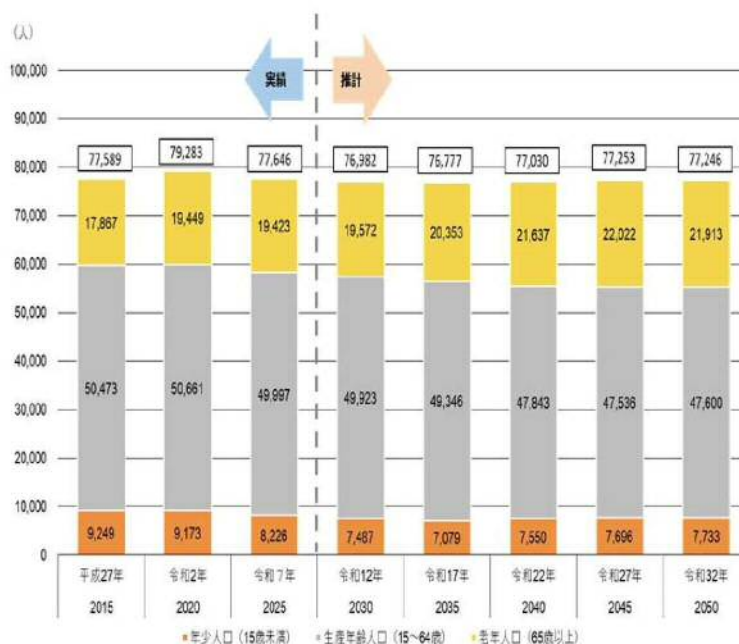
地域の人口は10地域でもっとも増加すると見込まれます。



【各地域の人口推計】

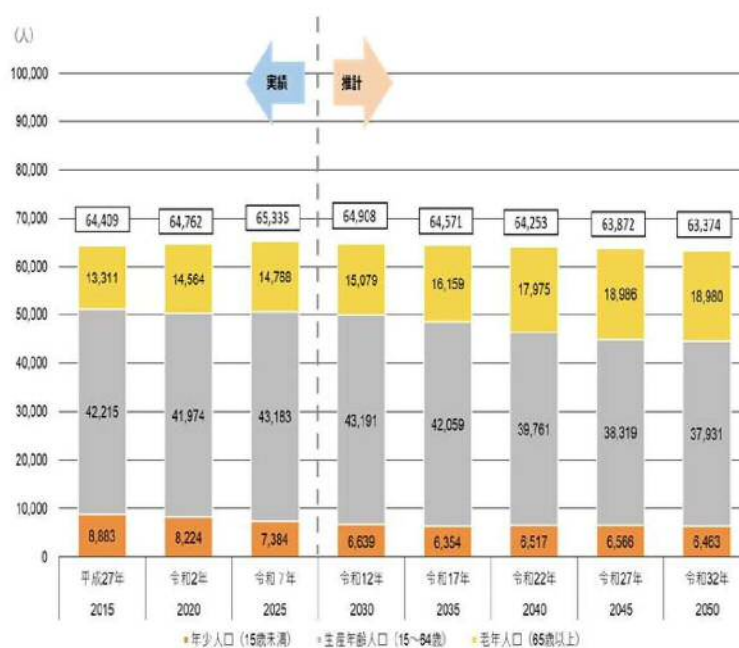
青木地域

地域の人口はほぼ横ばいで推移すると見込まれます。



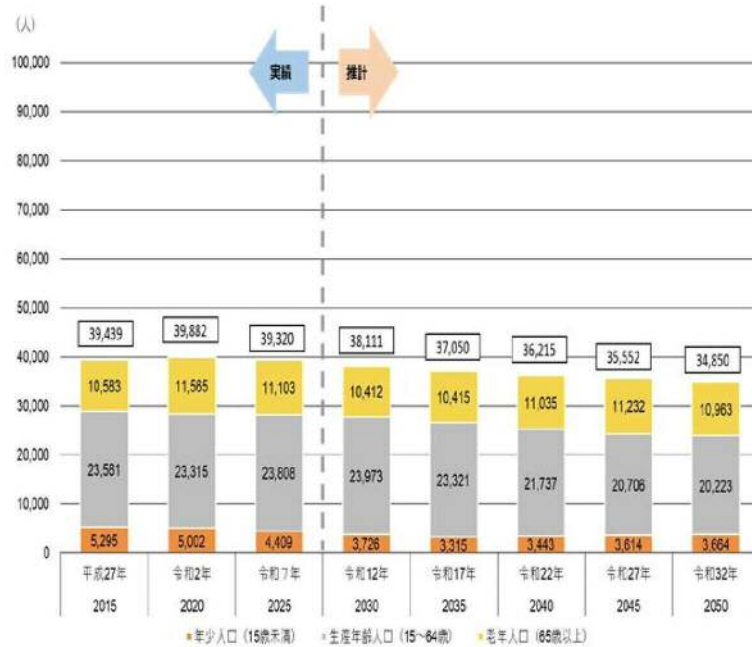
南平地域

地域の人口はほぼ横ばいで推移すると見込まれます。



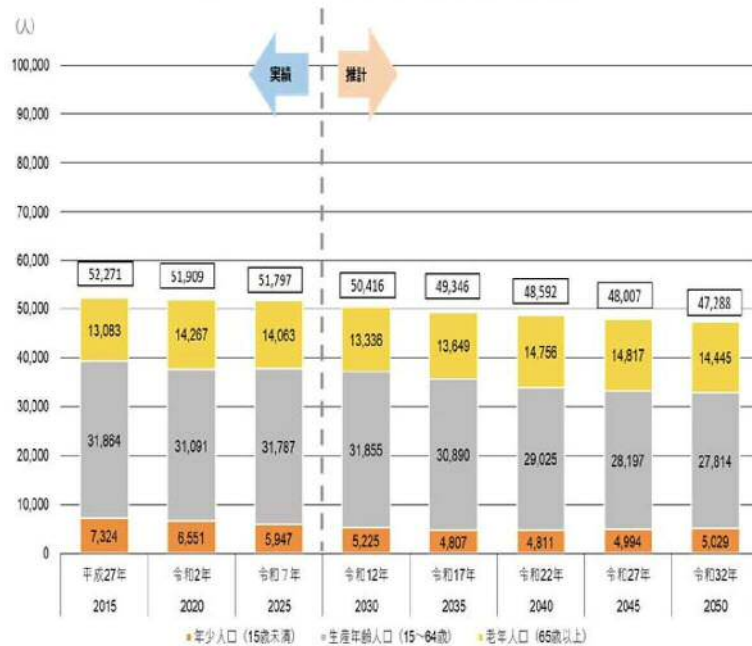
新郷地域

地域の人口はやや減少すると見込まれます。



神根地域

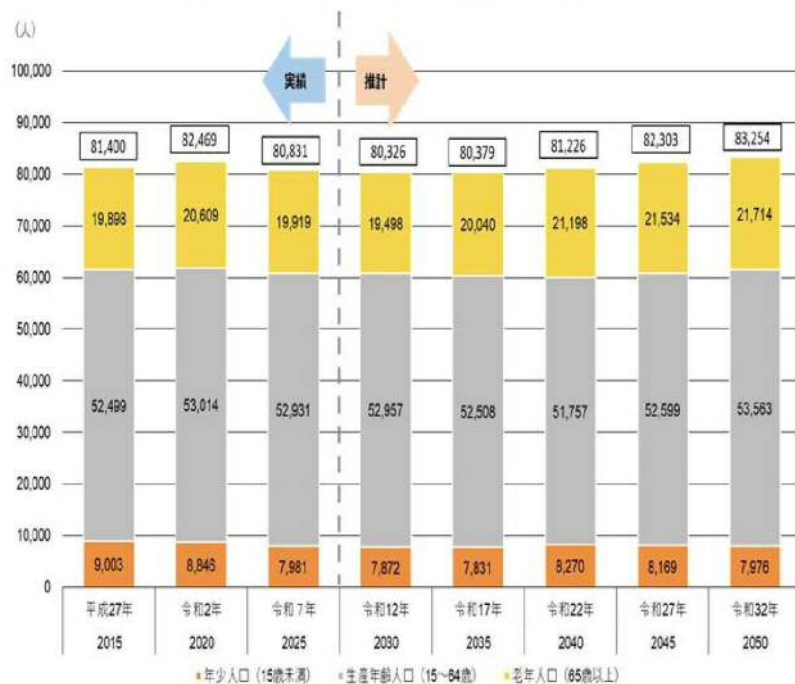
地域の人口はやや減少すると見込まれます。



【各地域の人口推計】

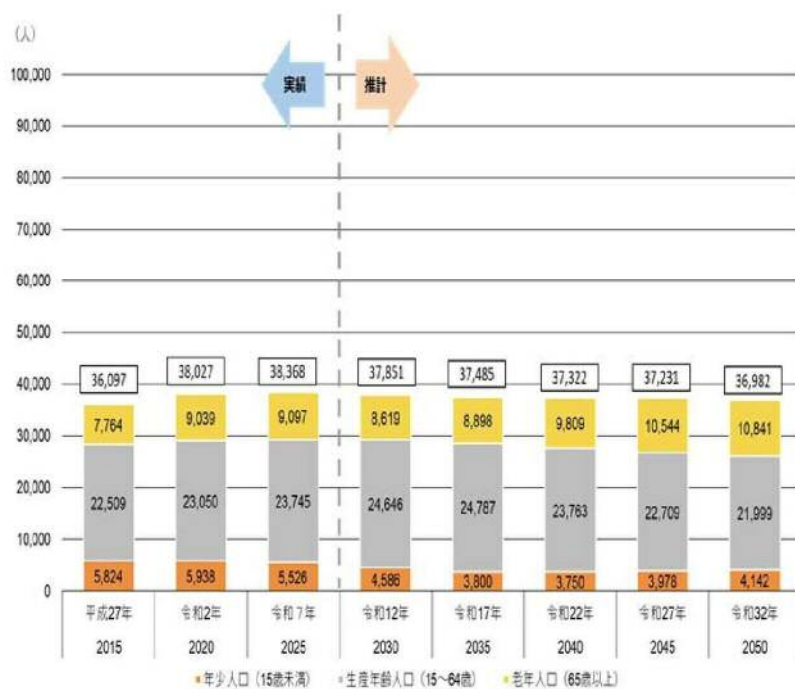
芝地域

地域の人口は10地域の中でも高い水準で横ばいから微増で推移すると見込まれます。



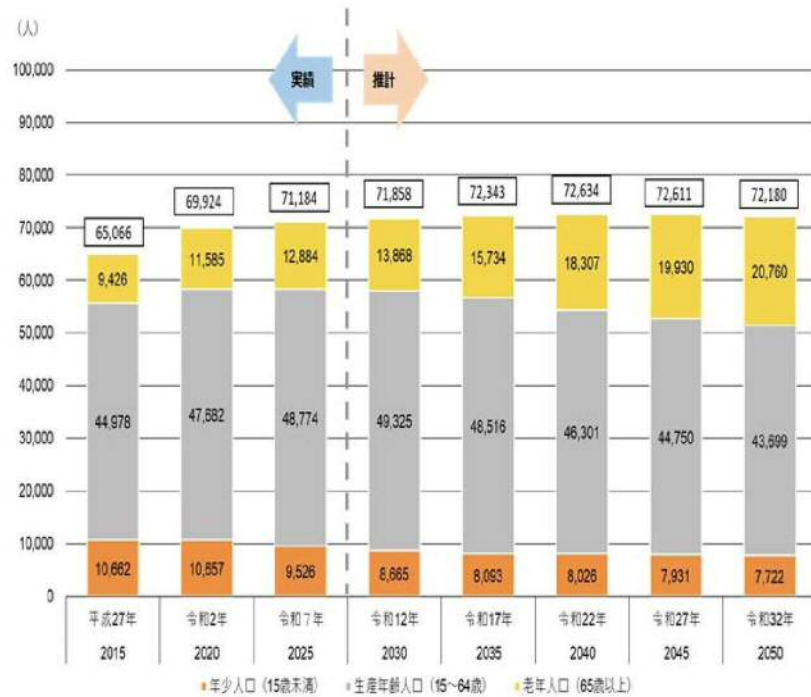
安行地域

地域の人口はほぼ横ばいで推移すると見込まれます。



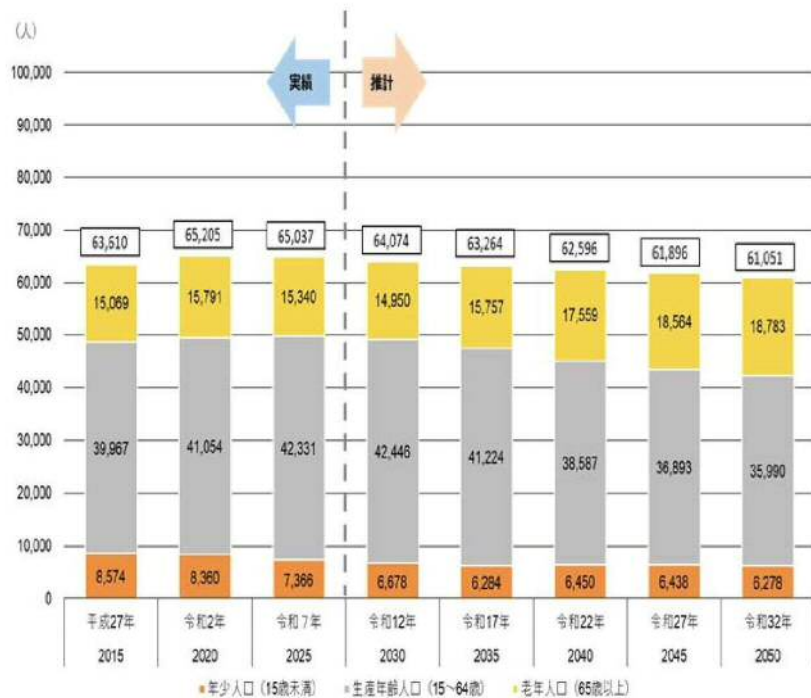
戸塚地域

地域の人口はやや増加からほぼ横ばいで推移すると見込まれます。



鳩ヶ谷地域

地域の人口はやや減少すると見込まれます。



4.施策・単位施策の一覧

基本構想で掲げた8つのめざす姿を実現するため、本市が推進する施策と、より具体的な手段を示す単位施策を定めました。

めざす姿	施策	単位施策
1 健康で、自分らしく生き 生きと暮らせるまち	1 健康な心と身体を育むまちづくり	①保健・予防活動の推進 ②医療体制の充実 ③感染症対策の強化 ④医療保険制度の充実
	2 高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくり	①介護予防・フレイル対策の充実 ②高齢者の生きがいと安全・安心な暮らしを支える施策の充実 ③介護サービスの基盤整備と介護保険事業の持続可能性の確保 ④在宅医療と在宅介護の連携強化
	3 誰もが役割と生きがいを持てる地域共生社会の実現	①重層的支援体制整備事業の推進 ②障害者の意思と権利を尊重し、自分らしく暮らすための施策の推進 ③生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備 ④環境衛生の充実
2 誰もがお互いを認め合い、安心して暮らせるまち	1 災害や危機に強く、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり	①防災対策の充実 ②治水・浸水対策の推進 ③防犯対策の充実 ④消防・救急・救助体制の充実 ⑤危機管理体制の充実・強化
	2 互いに尊重し合い、地域で生き生きと活動しやすい環境づくり	①人権を尊重した社会づくり ②男女共同参画を進める意識・環境づくり ③多文化共生の実現に向けた意識・環境づくり ④地縁活動(町会・自治会など)の支援 ⑤市民活動(NPO・ボランティアなど)の人材育成と支援
3 こどもをみんなで育み、 こどもが輝き活躍するまち	1 すべてのこどもの幸せにつながる支援の推進	①妊娠期から幼児期までの支援の充実 ②学童期・思春期の支援の充実 ③青年期の支援の充実
	2 すべてのこどもが学べる多様な環境づくり	①幼稚園・小学校・中学校教育の充実 ②高等学校教育の充実 ③教育力向上のための体制づくり ④誰もが適切な教育を受けられる環境の充実
	3 子育て・子育て支援の推進	①こどもが健やかに過ごせる体制づくり ②多様なこどもの居場所の確保 ③経済的負担の軽減とこどもの貧困の解消に向けた対策の推進 ④配慮を必要とするこどもの支援の充実
4 学びとスポーツ・文化に 親しみ、自己実現ができるまち	1 生涯学習・スポーツができる環境の充実	①生涯を通じて学び続けられる環境づくり ②目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくり
	2 歴史の継承と文化芸術の発信	①歴史的資源の保存と活用 ②文化芸術拠点の活用 ③文化芸術活動の支援

めざす姿	施策	単位施策
5 にぎわいと魅力があり、 伝統と未来が響き合うまち	1 経済活動の持続的発展と安定した雇用の確保	①企業経営の強化支援 ②就労環境の向上
	2 ものづくり産業を活かした新たな価値の創出	①ものづくり産業のさらなる振興 ②担い手の育成と技術の振興 ③企業立地及び業務拡張等の支援
	3 にぎわいと魅力ある商業の振興	①にぎわいと活気ある商業活動の振興 ②魅力ある商業環境の創出
	4 未来ある都市農業の振興	①都市農業の振興 ②都市農地の保全
	5 地域資源の活用による地域経済の活性化	①地域資源を活用したシティプロモーションの実施 ②SKIPシティを活用した地域の活性化
6 都市と自然が調和した、 うるおいとやすらぎの あるまち	1 豊かな水と緑に親しむ空間づくり	①水辺環境の整備・保全 ②緑地環境の整備・保全
	2 人と生物が暮らし環境の保全	①生活環境の保全 ②地球環境の保全 ③生物多様性の保全
	3 清潔で美しいまちづくり	①廃棄物の減量化・再資源化 ②廃棄物の適正処理の推進
7 誰もが安全で快適に 暮らせるまち	1 住・工・商・緑が調和した計画的なまちづくり	①計画的で持続可能な土地利用の推進 ②土地区画整理をはじめとした市街地整備の推進 ③周辺環境と調和した景観形成の促進 ④鉄道駅周辺整備の推進 ⑤良好な住環境の整備
	2 安全で快適な交通環境の整備・維持	①道路・橋りょうの整備の推進 ②公共交通機能の充実 ③安全で円滑な交通環境の確保
	3 安全・安心な上下水道サービスの提供	①水道水の水質の保全・向上 ②生活環境の改善・河川の水質保全 ③水道水の安定供給・下水道機能の確保 ④上下水道事業の経営基盤の強化
8 持続可能で自立したまち	1 多様な主体と進めるまちづくり	①広報・広聴の充実 ②多様な主体との連携の推進
	2 効率的で持続可能な行財政運営	①健全財政の維持 ②公共施設マネジメントの推進 ③DXの推進 ④人材の確保・育成と組織の最適化

基本計画各論

健康で、自分らしく生き生きと暮らせるまち
健康な心と身体を育むまちづくり

施策の目標

市民の健康への関心を高めて自発的な健康づくりを促し、それを支える保健・医療体制を充実させることで、健康な心と身体を育むことができるまちをめざします。

施策の概要

・健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である、「健康寿命」をできるだけ長くしていくための取り組みを推進します。

施策の目標指標

	基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	51.1(R5)	基準値を上回る R12 実績値を上回る
川口市民の 65 歳健康寿命(男)	[年]	17.27(R5)	18.12 R12 目標値以上
川口市民の 65 歳健康寿命(女)	[年]	20.57(R5)	21.03 R12 目標値以上
特定健康診査受診率	[%]	35.7(R5)	45.0 60.0

現状・課題

単位施策の目標

主な取り組み

単位施策①
保健・予防
活動の推進

・食生活や運動など生活習慣の改善、疾病の早期発見・早期治療を行う予防医療が重要です。また、こころの健康づくりや生きがいづくりも重要です。
・晩婚化に伴い、不妊を心配する夫婦や不妊検査・治療を受ける夫婦が増加しています。
・生命と健康を支えるため、食品の安全性確保が求められています。

・市民の健康への関心を高めて自発的な健康づくりと疾病予防を促します。
・こころの健康の維持及び向上を図ります。
・不妊検査や生殖補助医療に関する不安や悩みを抱える夫婦に対する、適切な情報提供や相談指導を行うことで、支援体制の充実をめざします。
・食品等事業者に対する必要に応じた指導、助言を通じて、市内で製造販売される食品の危害防止を図ります。

・市民の健康意識向上のため、地域の健康課題に合わせた健康相談や健康教育などの保健予防活動を実施します。
・疾病の早期発見・治療のため、各種がん検診、成人歯科健康診査などを実施します。
・ライフスタイルや心身の状況など、年代の特性に応じ、こどもから高齢者まで生き生きと健康に暮らせるための働きかけを行います。
・若年層のこころの健康に関する早期相談支援を行います。
・プレコンセプションケアを含め、男女を問わず性や生殖に関する正しい知識の習得とライフプランに適した健康管理を支援します。
・飲食店等の衛生管理を確認するため、保健所での監視指導を計画的に展開します。

単位施策②
医療体制の
充実

・救急搬送人員は増加傾向にあり、救急医療体制はひっ迫している状況です。
・市民が良質かつ適切な医療を受けられるよう、医療の質と安全が求められています。
・医療センターは、公立病院かつ地域の基幹病院としての役割とともに、それを持続させるための経営強化が求められています。

・休日・夜間の医療体制の整備と救急医療体制の負担軽減を推進することにより、誰もが必要な時に必要とする医療を受けられるような環境をつくることをめざします。
・医療センターにおいては、救命救急センター、周産期センターなどを設置し、これまで同様に地域の基幹病院として高度な急性期医療を提供していくことをめざします。

・休日や夜間帯の急病に対応するため、日曜・祝日当番医による診療や、川口市こども夜間救急診療所を運営します。
・患者やその家族からの医療機関に関する相談対応や、医療機関を対象とした医療安全に関する研修を実施します。
・医療機関等や薬局等に関する許可、届出の受理、監視及び指導を行います。
・医療センターにおいては、平均在院日数の適正化と新入院患者確保の両立により病床の最大活用とともに、経営管理体制の下で診療科・部門単位での目標管理を行い、組織的な経営改善の推進を図ります。

単位施策③
感染症対策の
強化

・新型コロナウイルス感染症の拡大、まん延により令和4年に感染症法が改正され、感染症予防計画及び健康危機対処計画を策定することが定められました。令和6年に策定した両計画に基づき、人員体制確保や業務効率化、訓練などによる人材育成を推進していく必要があります。

・感染症の予防と拡大防止を図るとともに、患者に対する適切な医療の提供を図ることにより、市民の健康を守ります。
・毎年、訓練を実施することで、健康危機に対応できる人材を育成します。

・感染症の発生状況を把握し、市民への注意喚起、基本的な感染症対策の周知を行います。
・感染症発生時には、速やかに調査を行い、感染拡大防止を図ります。
・新興感染症に備えた訓練を毎年実施します。

単位施策④
医療保険制度
の充実

・特定健康診査・健康診査の受診率は年々増加傾向にありますが、目標とする受診率達成は厳しい状況であり、未受診者への効果的な勧奨が必要です。
・疾病の早期発見や予防を促進し、医療費の抑制と保険税(料)の収納率向上を図ることで、医療保険制度の運営を安定させることが求められています。

・特定健康診査の受診率向上によって生活習慣病の早期発見・重症化予防を図り、市民全体の健康水準を引き上げること、健康寿命の延伸、医療費の適正化につなげます。
・保険税(料)の収納率向上を図ることで、財源を確保し、安定した医療保険制度の運営をめざします。

・特定健康診査の受診対象者がスムーズに医療へアクセスできるよう、医療機関検索サイトを作成し運用します。
・特定健康診査の未受診者に対しては、未受診理由を分析し、特性に合わせた受診勧奨を行います。
・勤務先で受けた健康診断等の結果や、生活習慣病で定期通院中の人が、保険診療で実施した検査結果を市へ情報提供してもらうことにより、特定健康診査を受診したとみなすことができる制度を活用します。

関連する個別計画

川口市健康生きがいづくり計画・食育推進計画(第三次)
川口市国民健康保険第3期保健事業実施計画(データヘルス計画)
第4期特定健康診査等実施計画
川口市立医療センター経営強化プラン 2024-2027
川口市感染症予防計画
川口市健康危機対処計画(感染症)
川口市自殺対策推進計画(第2次)

施策の目標

高齢者一人ひとりが、住み慣れた地域で、いかなる心身の状態であっても、尊厳を保ち、安心して幸福に暮らせる地域社会をめざします。

施策の概要

・介護予防や日常生活支援の推進と併せ、生きがいづくりを促進するための事業を充実させるほか、認知症への対応の強化や、医療と介護の連携強化などにより、高齢者が健やかに暮らし、活躍できるまちづくりと、地域包括ケアシステムのさらなる発展を図ります。

施策の目標指標

		基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	27.5(R5)	基準値を上回る	R12実績値を上回る
要介護認定を受けている高齢者の割合	[%]	17.7(R5)	R12推計値を下回る	R17推計値を下回る
一般介護予防教室の参加者数(延べ)	[人]	8,789(R5)	13,411	13,508

主な取り組み

単位施策① 介護予防・フレイル対策の充実	- 生活機能評価の結果から、「運動器機能低下」と「転倒リスク」「閉じこもり傾向」「うつ傾向」の強い関連性がみられ、運動器機能が低下すると、それに伴う新たな健康被害の発生が懸念されます。 - 早い段階からさまざまな形で介護予防・フレイル対策を進めることが必要とされます。	- 健康づくりや介護予防の取り組みを推進し、高齢者一人ひとりが、できる限り住み慣れた地域で生活続けることができるようにします。 - 高齢者の多様なニーズを踏まえた自立支援、介護予防、重度化防止に向けたサービスの充実により、心身の機能回復や日常生活における活動能力の向上を図ります。	- 早期発見・早期対応に向けた取り組みの推進により、高齢者がフレイル状態に陥らないよう予防すること、また既にフレイル状態にある高齢者の進行を防ぐことをめざします。 - 多様な主体によるサービスの充実や取り組みを支える体制の整備により、高齢者の心身の機能回復や日常生活における活動能力の向上などを目的とした、自立支援や重度化防止の一層の推進を図ります。
単位施策② 高齢者の生きがいと安全・安心な暮らしを支える施策の充実	今後一人暮らし高齢者や認知症高齢者をはじめとする高齢者がさらに増加し、地域の課題が多様化・複雑化していくことを踏まえると、重層的支援体制整備事業における属性や世代を問わない包括的な相談支援を推進することが重要です。	- 社会参加や交流の場の充実により、高齢者一人ひとりが生き生きと自分らしく、楽しい生活が続けられることをめざします。 - 本人や家族介護者への支援を充実させることで、認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような環境整備を図ります。	- 高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、在宅生活や日常生活を支えるサービスを充実させる包括的かつ継続的な地域包括ケアを推進します。 - 認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、本人や家族介護者のニーズに合わせた総合的な認知症施策の推進を図ります。 - 判断能力が不十分になっても個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい暮らしができるよう、成年後見制度の利用促進をより一層図るとともに、その担い手である市民後見人の養成に注力していきます。 - 高齢者が趣味やサークル活動を通じて地域社会と交流できる場の拡充や健康長寿を応援する取り組みを推進します。
単位施策③ 介護サービスの基盤整備と介護保険事業の持続可能性の確保	今後、医療・介護の複合的なニーズを有する高齢者の増加が予測される中、在宅医療・介護の連携の強化や、さまざまな介護ニーズに柔軟に対応できる在宅サービスの推進とともに、家族介護者が安心して介護ができる支援やサービスの充実が求められています。	一人ひとりの意思を尊重し、一人ひとりの状態に応じた質の高いサービスが確保されるよう、必要な人材確保をはじめとする介護サービスの基盤整備をめざします。また、中長期的な視点に立った整備目標の設定をはじめ、将来にわたって持続可能な介護保険事業運営をめざします。	- 可能な限り住み慣れた地域で生活を営むことができるよう、地域密着型サービスの整備を進めます。 - 国や県、介護事業者等と連携し、介護人材の確保に資する取り組みの強化を図ります。 - 給付適正化主要3事業を効果的・効率的に実施することで、介護保険制度の信頼感を高め、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。 - 介護保険制度や各種サービスの利用方法などの情報をわかりやすく提供したり、介護の日に合わせた普及啓発事業に取り組みます。
単位施策④ 在宅医療と在宅介護の連携強化	- 今後医療・介護の複合的なニーズを有する高齢者の増加が予想される中、住み慣れた地域で誰もが自分らしい暮らしを続けることができるよう、在宅医療・介護の連携の強化、介護ニーズに柔軟に対応できる在宅サービスの推進が求められています。 - 老後の孤独死を防ぎ、人生の終末期を有意義に過ごすために、終活についての普及啓発や支援が必要とされています。	- 在宅医療・介護の相談支援、関係者間の連携を強化し、情報共有の支援を効率的、効果的に行うことで、医療や介護の双方についてニーズのある高齢者への効果的な在宅支援を実施します。 - 老後の孤独死や人生の終末期の不安を解消し、残された人生を有意義に過ごすため終活支援の普及啓発や支援事業の導入により、一人ひとりの意思を尊重した生活を実現します。	- 専門職の相談支援による在宅医療サポートセンターの利用を促進し、同センターと地域包括支援センターの連携による機能強化を行います。 - 地域包括ケア連絡協議会での課題の抽出、多職種の協働・連携に関する研修の充実を図り、医療・介護の連携を強化します。 - ACP(人生会議)に関する講座の開催や、エンディングノートの活用、終活支援事業の導入について検討し、必要な支援を展開します。

関連する個別計画

第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画



施策の目標

全ての人が、役割と生きがいを持ち、つながり・支え合いながら安心して暮らし続けられるまちとなるよう、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築をめざします。

施策の概要

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促す環境整備や、身近な地域での相談体制づくり、関係機関のネットワーク構築などさまざまな地域生活課題に対応できる支援を包括的に提供できる体制を整備します。
- ・属性や世代、相談内容にかかわらず、一元的に相談を受け止める取り組みを推進することにより、市内の相談支援体制を強化します。

施策の目標指標

	基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]	32.4(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
「孤独感・孤立感」の市民意識調査において ①「自分には人との付き合いがないと感じる」 ②「自分は取り残されていると感じる」 ③「自分は他の人たちから孤立していると感じる」 における「常に感じる」の回答割合 [%]	①13.9(R5) ②3.0(R5) ③3.5(R5)	基準値より減少する	R12 目標値より減少する
障害児の保護者が障害者施策に対して満足している割合 [%]	32.7(R5)	70.0	80.0
被保護者就労支援事業による就職数 [件]	127(R5)	183	183

主な取り組み

現状・課題	単位施策の目標	主な取り組み
単位施策① 重層的支援体制整備事業の推進	・「8050問題」や「ダブルケア」のように、ひとつの世帯に複数の課題のあるケースや、「ひきこもり」のような既存の制度の狭間にあるケースなど、これまで行われてきた分野ごとの支援では対応できないケースが顕在化しています。 ・分野ごとの支援では対応できない問題に対し、関係機関が協働して支援を提供する体制が求められています。	・属性や世代、相談内容にかかわらず一元的に相談を受け止める取り組みを推進することにより、市内の相談支援体制を強化します。 ・既存の各制度では対応できない市民に対し、地域活動団体などの社会資源とのマッチングを行うとともに、社会資源の拡充を図ります。 ・自ら支援を求めることができず、支援が必要であるにもかかわらず支援が届いていない市民に対し、関係性の構築をめざした支援を行います。
単位施策② 障害者の意思と権利を尊重し、自分らしく暮らすための施策の推進	・障害者福祉に関わるさまざまな制度改革が進められていますが、合理的配慮の推進や障害への理解促進、障害者本位の福祉サービスの提供やスポーツ・文化芸術活動など社会参加の促進、家族などの介護負担軽減のための支援、障害児への療育・保育・教育の充実など、ニーズは多様化しています。	・障害者の権利擁護の充実と共助の取り組みの強化をめざします。 ・障害福祉サービス・相談体制などの暮らしを支える基盤、社会参加、障害児とその家庭への支援、保健・医療体制の充実を図ります。 ・障害者にとって安全・安心のまちづくりを推進します。
単位施策③ 生活困窮状態からの早期自立に向けた体制の整備	・生活保護受給者の自立を困難にしている要因が経済的な課題だけでなく、健康面での課題など複合的なものであると考えられることから、個々の生活保護受給者が抱える課題を適切に把握し、支援できる体制の整備と支援策の拡充が望まれています。	・福祉・就労支援連携事業として、埼玉労働局との協定に基づき福祉事務所に常設窓口を設置し、生活保護の申請者・受給者を対象に職業相談・職業紹介、就労支援セミナーを開催します。 ・被保護者就労支援事業として、一般就労に向けて一定の個別支援が必要な被保護者に対し、公共職業安定所や協力企業をはじめ、就労支援に関するさまざまな社会資源と連携を図りつつ、簡易な就労意欲喚起や、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就職支援などを行います。
単位施策④ 環境衛生の充実	・墓地の承継者がいない人でも安心して利用できる合葬式墓地等、新しい墓地形態のニーズが増加しています。 ・犬の登録数に対する狂犬病予防接種率が低く、狂犬病発生の際に狂犬病が流行することが懸念されます。	・老朽化した市営霊園の施設を建て替え、園内のバリアフリー化を進めるとともに、新たに合葬式墓地を設け、市民が安心・快適に利用できる、市民のニーズを踏まえた施設を整備します。 ・狂犬病予防注射の必要性の周知に努めるとともに、注射済票交付手続きの利便性向上のため、オンライン手続きを実施します。

関連する個別計画

川口市地域共生社会推進計画
 川口市重層的支援体制整備事業実施計画
 第9期川口市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
 川口市障害者福祉計画・第7期川口市障害者自立支援福祉計画・第3期川口市障害児福祉計画
 川口市こども未来計画
 川口市成年後見制度利用促進計画
 川口市再犯防止推進計画

誰もがお互いを認め合い、安心して暮らせるまち
災害や危機に強く、誰もが安全・安心に暮らせる

まちづくり

施策の目標

災害や犯罪などのあらゆる脅威から市民の生命と財産を守るため、消防・救急体制の充実・強化や防犯意識の向上を図ることにより、誰もが安心して暮らせるまちをめざします。

施策の概要

・あらゆる危機に対応できる防災体制の構築や、治水・浸水対策や消防力の強化を行うほか、市民の防災・防犯意識の向上を図り、行政と住民双方から安全を実現する取り組みを進めます。

施策の目標指標

		基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	30.9(R5)	基準値を上回る	R12実績値を上回る
刑法犯認知件数	[件]	4,437(R5)	減少を図る	減少を図る
防災リーダー認定者数(累計数)	[人]	9,604(R5)	13,000	15,500

主な取り組み

・「自助」として食料や飲料水、携帯トイレなどの備蓄を啓発し、市民の防災意識向上を促進します。
・防災訓練や防災リーダー認定講習の実施と自主防災組織等への支援や啓発等を通じて、「共助」による防災のまちづくりを推進します。
・携帯トイレの備蓄やマンホールトイレの整備、避難所で使用するパーティションや簡易ベッドなどの備蓄を強化し、「公助」による避難所環境整備の充実を図ります。

単位施策①
防災対策の
充実

・従来は発災後の公助の役割が重視されていましたが、近年の災害の教訓を踏まえ、発災前の事前対策や、自助・共助による対応の重要性も高まっています。
・内閣府は防災基本計画を修正し、今後の災害対応の基本方針として、備蓄の啓発のほか、災害時のトイレ環境の整備及び避難生活に必要な物資等の十分な備蓄などを示しています。

・災害の発生を防ぐことはできませんが、地域に住む一人ひとりの防災意識向上を図り、「自助」「共助」「公助」による備えをバランスよく強化することで、災害による被害を最小限に抑え、「減災」を実現します。

単位施策②
治水・浸水対策の
推進

・都市化の進展により雨水の地中への浸透能力が低下していることに加え、気候変動に伴うゲリラ豪雨や降雨量の増加により、水路や雨水管の処理が追いつかず、浸水被害が発生するといった都市特有の水害が発生しています。
・整備した施設や水路等が機能を発揮できるよう、維持管理を行う必要があります。

・浸水被害が発生している地域に、雨水管や雨水貯留施設、浸透施設を整備するほか、河川、水路の堆積土砂を浚渫(しゅんせつ)することで、浸水被害の軽減に努めます。

・河川と下水道の整備を連携して行い、水路や雨水管による流下・排水能力の向上や、雨水貯留施設・浸透施設による流出抑制能力の向上、浚渫による既存ストックの活用を図るとともに、流域に関わるあらゆる関係者が協働して治水・浸水対策を行います。

単位施策③
防犯対策の
充実

・本市における刑法犯認知件数は、令和3年にはピーク時である平成16年の約4分の1まで減少しましたが、その後は増加傾向にあります。
・これまで高齢者を中心であった消費者トラブルは、インターネットなどを通じて若年層にも広がっています。

・刑法犯認知件数を減少させることをめざします。
・消費生活にかかわる講演会をはじめとした啓発事業により、市民が安心して消費生活を送ることができる社会の実現につなげます。

・防犯灯・防犯カメラの設置補助や地域の自主防犯活動への支援を行い、地域の防犯対策を推進します。
・町会・自治会、市内小中学校での不審者対応訓練の開催を通じ、市民の防犯意識の高揚を図ります。
・市内駅周辺、通学路での防犯カメラの運用及び公用車による青パト活動により、安全で安心して暮らせるまちづくりに寄与します。
・消費生活に関する啓発を行うため、埼玉県などと連携して講演会やセミナーを開催します。

単位施策④
消防・救急・救
助体制の充実

・年々増加する119番通報に迅速・的確に対応するため、消防指令・情報システムなどの常時安定的な稼働の実現に、設備などの維持管理と機能の十分な活用が必要とされています。
・多様化する災害に対応できる消防力が求められています。

・119番通報に対し、24時間365日迅速・的確な対応が可能となるよう体制を整備します。
・多様化する救急事象に対し、傷病者への適切な処置と救命効果の向上をめざします。
・広報活動を通じて、市民の防火意識を高め、「放火されない・させない」安全なまちをめざします。
・消防力の充実強化により災害への備えをより一層向上させます。

・119番通報の受理、迅速な現場活動を支援する消防指令・情報システムなどの適時適切な機器更新及び機能を使いこなすための訓練の充実を図ります。
・傷病者に適切な処置を行うため、資機材や医療機器を適正に確保し、維持管理を行います。
・高度な救急体制を担う人材育成を推進します。
・火災件数の減少をめざし、市ホームページの活用や各種団体との連携を通じて、火災への注意喚起を幅広く周知します。
・消防車両や資機材、消防水利を計画的に整備し消防力の充実強化を図ります。

単位施策⑤
危機管理体制の
充実・強化

・地震や風水害などの自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症などの新興感染症や大規模テロといった国民保護事案など、予測することができないさまざまな危機発生時において、複数の部局間連携による適切な対応及び市民に対しての迅速かつ正確な情報提供が求められています。

・危機対応力の高い体制を構築することで、予測することのできないあらゆる危機から市民の生命や財産を守り、安心して暮らし続けることができるまちをめざします。

・日頃から情報収集や部局間の情報共有などを行い、平時はもとより危機発生時においても市民に対して適切な情報を提供できる体制を構築します。
・すべての職員に危機管理の重要性や必要性を啓発し、あらゆる危機を想定したリスク対応力の高い体制を整えるほか、危機の発生による行政機能低下を最小限に抑え、行政機能を継続するため、庁内体制を強化します。
・民間事業者との災害協定等により、官民が連携してあらゆる危機に備える体制を整えます。

関連する個別計画
国民保護に関する川口市計画
川口市地域防災計画
川口市国土強靱化地域計画

誰もがお互いを認め合い、安心して暮らせるまち
互いに尊重し合い、地域で生き生きと活動しやすい環境づくり

施策の目標

さまざまな交流や啓発の機会を設け、誰もがお互いを尊重・理解し合える環境を整えることで、一人ひとりが人権を尊重する意識を醸成し、みんなが支え合いながら生き生きと活躍するまちをめざします。

施策の概要

- ・市民及び職員の人権意識向上を図り、男女が個性や能力を発揮できる男女共同参画社会の実現や、市民・地域・団体・行政が連携した多文化共生社会の形成をめざします。
- ・町会・自治会、地域住民、NPO法人やボランティア団体の活動に対し、支援策の充実と人材育成を図ります。

現状・課題

単位施策の目標

い環境づくり



施策の目標指標

	基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	32.2(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
各種審議会・委員会への女性の登用率	28.1(R5)	35.0	40.0
多文化共生関連事業の参加者数	1,813(R5)	外国人人口の伸び率を上回る	外国人人口の伸び率を上回る
町会・自治会加入率	55.3(R5)	54.0	57.0

主な取り組み

単位施策①
人権を
尊重した
社会づくり

- ・人権問題の早期解決は行政の責務であり、国民的課題であるとの認識が示されるなか、近年ではインターネットによる人権侵害問題も多くみられています。
- ・複雑多様化する社会において、市民が日常生活の中でさまざまなトラブルや悩み事に直面しています。
- ・戦争体験者が得た教訓を次世代に伝えていくことが求められています。
- ・拉致被害者を抱える自治体として、解決に向けた活動が求められています。

- ・人権問題について正しい理解と認識を深め、市民の人権意識の高揚を図り、偏見や差別意識のない人権が尊重されるまちづくりをめざします。
- ・専門家による適切なアドバイスにより、市民が抱える問題の解決に寄与することをめざします。
- ・市民に平和の尊さを改めて認識してもらい、平和意識の向上をめざします。
- ・拉致問題の解決に向けて、市民の関心を高めるための取り組みを進めることで世論の醸成を図ります。

- ・人権に関する啓発記事の掲載や、市内全域へ啓発ポスターを掲示するとともに、専門講師による講演会や人権パネル展を開催し、市民の人権意識向上を図ります。また団体主催の各種研修会への参加をはじめ、職員を対象にした研修を実施することにより、職員の人権意識向上に取り組みます。
- ・市民からの幅広い相談内容に対し、専門知識を有した弁護士などが相談に応じる各種専門相談を実施します。
- ・川口市平和展において、戦争の悲惨さと平和の尊さを広く市民に伝えていくため、戦争当時の様子がわかる写真パネルなどを展示するとともに、被爆者証言の映像資料を放映することにより、被爆の実相を伝えます。
- ・拉致問題の早期解決に向けた世論の喚起を図ります。

単位施策②
男女共同参画
を進める
意識・環境
づくり

- ・「男性は仕事、女性は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識はまだまだ根深く残っています。
- ・社会におけるさまざまな男女間格差を要因とするDVやセクシュアルハラスメントなどが問題となっています。
- ・男性の家事・育児への参加率や、子育て期の女性の就業率の低さなど、ワーク・ライフ・バランスの必要性も問われています。

- ・性別にかかわらず、一人ひとりが社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会の形成をめざします。

- ・情報紙の発行やセミナーなどの開催により、性別による固定的な役割分担意識を見直し、家庭・職場・地域などあらゆる場で、男女がともに活躍できる社会を推進します。
- ・DVやセクシュアルハラスメントなどの人権侵害に関する啓発や相談により、発生の防止や解決に向けての情報提供を行います。
- ・さまざまな分野における方針の企画・立案及び決定過程への女性の参画を推進します。

単位施策③
多文化共生の
実現に向けた
意識・環境
づくり

- ・外国人住民は増加を続けています。異なる文化を持つ人々がともに支え合って暮らすために、文化の違いを尊重し理解し合うことが求められます。
- ・新たに住民となる外国人に対して、地域社会のルールやマナーを周知することが求められています。

- ・外国人住民が地域社会にとけこみ、文化の異なる日本で安心して日常生活が送れるようになることをめざします。
- ・多文化交流を通じて、相互理解を促進し、多文化共生社会を推進します。
- ・国際交流に対する認識や意欲、能力を備えた人材と協力して、国際交流活動を推進します。

- ・市民・地域・団体・行政が連携して、異文化を理解し、多文化の交流を推進します。
- ・国際交流に対する認識や意欲、能力を備えた人材を育成します。
- ・ポータルサイト「川口市外国人生活ガイド」や外国人コミュニティのキーパーソンを活用し、外国人住民に対して地域社会のルールやマナーについて更なる周知を図ります。

単位施策④
地縁活動(町会・自治会など)の支援

- ・防災・防犯や環境美化、高齢者・子どもの見守りなど、地域コミュニティ活動の重要性はより一層高まっています。
- ・ライフスタイルの変化により、地縁による活動力は、町会・自治会加入率の減少、町会・自治会構成員の高齢化や担い手不足等により低下傾向にあります。

- ・その地域に住む人が、住民相互の助け合い、環境の整備などの住みよいまちづくりを通じて、良好な地域コミュニティの形成が図れる社会をめざします。

- ・町会・自治会と市との連携を強化するため、町会相談員制度を実施し、地域コミュニティづくりの発展に寄与します。
- ・町会・自治会の実態把握に努め、町会・自治会加入促進策及び役員の事務負担軽減策を推進し、地域コミュニティのつながりや活動を支援します。
- ・町会・自治会の活動を支える担い手として、NPO 法人、ボランティア活動団体などに協力を得ることの必要性について検討します。

単位施策⑤
市民活動
(NPO・ボランティアなど)の人材
育成と支援

- ・個人の価値観やライフスタイルの多様化により、市民ニーズは複雑化、多様化し、地域の課題解決に向けて、行政だけでなく、NPO法人やボランティア活動団体等の活動にも大きな役割が期待されています。
- ・これまでの評価指数であるNPO法人及びボランティア活動団体数は横ばいです。

- ・社会貢献活動の支援や人材育成を行い、地域の課題を共有した市民と協働・連携することで、行政が単独で実施するよりもより効果的な取り組みとなることをめざします。
- ・地域のつながりや活力が維持されることをめざします。

- ・社会貢献活動の支援・促進のため、かわぐち市民パートナーステーションの管理・運営を行います。
- ・盛人大学事業や青少年ボランティア育成事業を通じて、社会貢献活動を行う市民を育成します。
- ・社会貢献活動団体の自主的な活動支援のため、助成金を交付します。
- ・市民の社会貢献活動に対する関心を高め、活動のきっかけづくりとなるイベントや講座などを開催します。

めざす姿Ⅲ
施策1

子どもをみんなで育み、子どもが輝き活躍するまち すべてのこどもの幸せにつながる支援の推進



施策の目標

すべてのこどもが幸せな状態で生まれ育ち、保護者が安心して必要な支援を受けられる体制を構築することで、こどもの健やかな成長と発達を図ります。

施策の概要

・ライフステージに応じてこどもの教育や保育を充実させるとともに、妊娠期から切れ目のない支援に取り組みます。また、保護者が相談できる環境整備を進め、育児不安や経済的な負担の軽減を図るとともに、支援が必要な家庭を早期に把握し、専門的な相談につなぐなど関係機関との連携を強化することで子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てできるように努めます。

施策の目標指標

	基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	33.6(R5)	基準値を上回る R12 実績値を上回る
保育所等の待機児童数	[人]	10(R5)	0
産後ケア事業の利用率	[%]	20.8(R6)	前年度を上回る 前年度を上回る
通学合宿の参加者数	[人]	16(R5)	40 40

主な取り組み

現状・課題	単位施策の目標	主な取り組み	
単位施策① 妊娠期から 幼児期までの 支援の充実	・核家族化が進み、地域のつながりも希薄となる中で、孤立感や不安感を抱える妊産婦・子育て世帯が顕在化してきています。 ・家庭内での子育ての困難や不適切な環境下での養育が深刻化しています。 ・妊娠期からの切れ目のない継続的な支援が必要です。 ・公的機関が困難を抱える家庭と関わりを持つことがより必要となります。 ・保護者の多様な教育・保育ニーズに対応することが必要です。	・妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進や福祉に関する包括的な支援を切れ目なく提供することにより、育児不安の軽減やこどもの健やかな成長と発達を促す環境につなげることをめざします。 ・保護者の育児不安を軽減し、子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てできることをめざします。 ・こどもが家庭において安心してゆとりある生活を送ることができることをめざします。 ・保護者の就労状況等にかかわらず、すべてのこどもが質の高い教育・保育を受けられることをめざします。 ・地域のこどもたちの健やかな成長を促す環境整備をめざします。	・こども家庭センターで、妊娠初期から保健師等が妊娠・出産・育児などに関する相談に応じます。 ・産後ケア事業として出産後1年を経過しない女子と乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行います。 ・支援が必要な家庭を早期に把握し、専門的な相談につなぐよう努めます。 ・相談できる環境の整備や適切な育児情報の提供を進めます。 ・親子の居場所の充実に努めます。 ・多様化する保護者のニーズに対応できるよう、教育・保育環境の充実に引き続き取り組みます。 ・こどもを支える関係機関のネットワークづくりや地域社会でこどもを見守り育てる意識の啓発や環境整備を推進します。 ・希望する形での仕事と子育ての両立や、子育てでの不安や悩みの解消に向けた講演会の実施や、男女共同参画への関心を高めるイベントなどを行います。
単位施策② 学童期・思春 期の支援の 充実	・一人ひとりの成長に着目し、一人ひとりを確実に伸ばす教育を続けることが必要です。 ・こどもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、規範意識を高めることが必要です。 ・一人ひとりのこどもの状況に応じた教育を進めるとともに、不登校、いじめ、暴力行為等の問題行動等に適切に対応することが必要です。	・一人ひとりのこどもが持続可能な社会の発展を支える人材として育つことをめざします。 ・健全な自尊感情を育み、自らを律しつつ、他者を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことをめざします。 ・すべてのこどもがその意欲や能力に応じて力を発揮できることをめざします。	・一人ひとりの学力を確実に伸ばす学習指導や、各学校における特色ある学校づくりの支援に取り組みます。 ・学校において道德教育や人権教育、学校保健、児童生徒の体力向上などの取り組みを推進するとともに、学校外においてこどもが多様な経験をすることができるよう、通学合宿やこども自然体験村などの体験活動事業に取り組みます。
単位施策③ 青年期の 支援の充実	・経済的な理由で修学が困難とならないようにする必要があります。 ・不本意な早期離職の抑制や離職する若者の早期再就職のための支援が必要です。 ・結婚、妊娠・出産等を希望する若者への支援が必要です。	・本市で就労する若者や、結婚後の新生活、子育てを行う人が増えることをめざします。	・奨学金制度の利用等、経済的に困窮した家庭環境にある若者への教育支援・生活支援を行います。 ・ハローワーク等と連携して若者への就職支援に取り組みます。 ・埼玉県の実業を活用して若者の出会いの機会・場の創出支援を行うとともに、結婚新生活のスタートアップ支援を行います。

関連する個別計画

川口市こども未来計画

川口市教育大綱

川口市教育振興基本計画

こどもをみんなで育み、こどもが輝き活躍するまち
すべてのこどもが学べる多様な環境づくり

施策の目標指標

		基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	28.7(R5)	基準値を上回る	R12実績値を上回る
埼玉県学力・学習状況調査結果において県平均を上回る項目数(全14項目)	[項目]	1(R6)	10	11
自尊感情を示す児童生徒の割合(上段小学校 下段中学校)	[%]	83.1(R6) 80.7(R6)	85 80	88 83
新体力テストの5段階絶対評価で上位3段階(A+B+C)の児童生徒の割合(上段小学校 下段中学校)	[%]	75.3(R6) 79.8(R6)	80 85	85 88

主な取り組み

- ・幼児期の教育では、5歳児から小学校1年生までの2年間で「架け橋期」と捉え、「思考の芽生え」や「道徳性・規範意識の芽生え」等、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校と共有し、さまざまな取り組みを推進します。
- ・小学校・中学校教育では、「主体的・対話的で深い学び」の充実など、一人ひとりの学習意欲と学力を確実に伸ばす教育を推進します。
- ・自他の生命を尊重し、自他を大切にすることや態度を育むために、道徳教育、人権教育や国際理解教育を推進し、様々な体験活動を展開します。
- ・体育的活動の充実により、運動に親しみを持つ児童生徒を育て、運動習慣の確立を推進します。
- ・生活習慣病やメンタルヘルス等の疾病に関する正しい知識の普及啓発などによる学校保健の充実を図るとともに、学校給食や教科等の時間を通じた食に関する指導により、発達段階に応じた健康の保持増進を図ります。

- ・スーパーサイエンスハイスクール(SSH)推進に取り組みます。
- ・豊かな国際感覚と高度な英語力を身に付け、グローバル社会に貢献できる人材を育成します。
- ・高等学校附属中学校と連携を図り、中高一貫教育を推進しながら、学力向上を担うリーディング校として、社会で活躍する人材を育成します。
- ・理数科・普通科特進クラスを核として、国公立大学・難関大学等への進学をめざす教育を推進します。

- ・教職員研修をより実践的なものに充実させ、本市の特性も踏まえた、教職員の資質・能力の向上に努めます。
- ・ICTを活用した新たな取り組みの実践を通じて、一人ひとりの状況やニーズに応じた、より良い教育環境を整備します。
- ・小中学校の規模の適正化・適正配置の検討や、効率的・効果的な施設整備を行います。
- ・安全・安心で充実した学校給食の実施のため、新たな学校給食センターの整備を進めます。
- ・いじめ防止など、生徒指導や教育相談の体制を整えます。
- ・学校と家庭・地域との協働により、本市の実情に応じた部活動の地域展開を進めます。

- ・経済的な理由により就学困難な児童生徒に対し、就学援助などにより義務教育課程の達成を支援します。
- ・学びの多様化学校や教育支援センターとともに、不登校児童生徒の相談体制の充実を図るなど、すべての児童生徒に対する学びの場と居場所の確保に努めます。
- ・インクルーシブ教育システムの構築の視点に立った特別支援教育を推進します。
- ・公立夜間中学の運営を通して、学習の機会を提供します。
- ・本市の特徴を踏まえた日本語指導川口モデルを構築し、日本語指導を必要とする児童生徒に対する指導支援体制を充実させます。

施策の目標

こども一人ひとりの特性や能力に寄り添い、誰一人取り残さない多様な学びの環境を整備し、持続的に発展する社会の創り手となる、知・徳・体のバランスのとれた人材の育成をめざします。

施策の概要

・幼稚園・小学校・中学校・高等学校教育の充実を図るため、教育力向上のための体制を整備し、一人ひとりの特性や能力に応じた、誰もが適切な教育を受けられる環境づくりを推進します。

現状・課題

単位施策の目標

単位施策①
幼稚園・小学校・中学校
教育の充実

- ・急速なグローバル化の進展や超スマート社会(Society5.0)の到来といった変化の激しい社会を生き抜くためには、こどもたちの基礎的・基本的な知識や技能とともに、どのような変化にも柔軟かつ創造的に対応できる力を育成していくことが求められています。

- ・人格形成の基礎を培う幼児教育の推進と小学校への円滑な移行をめざします。
- ・「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」で、誰もが人生や社会の未来を切り拓き、一人ひとりが豊かで幸せな人生を送るとともに、持続的に発展する社会の創り手として活躍する人材の育成をめざします。

単位施策②
高等学校教育
の充実

- ・高等学校教育の推進は、地域社会をけん引する人材の育成など、本市のさらなる発展の一翼を担っていることから、その重要度が益々高まっています。
- ・将来的に、科学技術創造立国である我が国をリードする人材を輩出できるよう、特に自然科学の分野に優れた生徒の育成が求められています。

- ・探究活動を軸とした先進的な教育や地域社会における国際理解を推進することで、「知・徳・体」において、高いレベルを身に付けた人材の育成をめざします。
- ・高等学校卒業後の進路として、社会での活躍が期待できるよう、国公立大学や海外を含めた難関大学等への進学実現をめざします。

単位施策③
教育力向上の
ための体制
づくり

- ・新しい時代に求められる「生きる力」を育むためには、学校教育の質の維持向上を図ることが不可欠となっています。
- ・こどもの減少や各施設の老朽化の進行に応じた、教育環境の適正な体制づくりが必要不可欠になっています。
- ・教育に対する市民の関心と理解を一層深め、学校・家庭・地域などと連携し、社会全体で支援できる体制づくりが必要です。

- ・教育力、指導力の高い教職員による質の高い学校教育をめざします。
- ・適正な教育環境のもと、こどもたちが抱える多様な複雑な課題に対し、一人ひとりに寄り添った支援を実現します。
- ・学校・家庭・地域が一体となり、社会全体でこどもたちの成長を見守る体制を構築します。

単位施策④
誰もが適切な
教育を受けら
れる環境の
充実

- ・経済的な理由により就学困難な児童生徒や不登校児童生徒、日本語指導を必要とする児童生徒など、一人ひとりの状況に応じた支援が求められています。
- ・障害のあるこどもと障害のないこどもが、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、一人ひとりの教育的ニーズに応じた多様な学びの整備が求められています。

- ・経済的な理由により就学困難な児童生徒や不登校児童生徒、障害のあるこどもなど、多様なニーズを有することもたちに対応し、誰もが適切な教育を受けられる支援策と環境の充実をめざします。
- ・日本語指導を必要とする児童生徒に対し、日本語や日本の文化、生活様式やルールを伝え、市民の一員として社会で活躍できる児童生徒の育成をめざします。

関連する個別計画

川口市教育大綱

川口市教育振興基本計画

川口市こども未来計画

こどもをみんなで育み、こどもが輝き活躍するまち
子育て・子育て支援の推進

施策の目標

保護者が安心して子育てすることができ、こどもが安心して自分らしく育つことができるまちをめざします。

施策の概要

・こどもの権利を尊重し、適切な情報と知識を提供して自己決定を支援します。また、保護者に対する経済的支援を図るほか、配慮が必要なこどもや保護者に対してそれぞれの状況に応じた支援の充実を図ります。

施策の目標指標

		基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	33.6(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
児童センター・こども館の利用者数	[人]	98,060(R5)	110,000	110,000
子どもの生活・学習支援事業の学習教室出席率	[%]	59.3(R5)	70.0	75.0

主な取り組み

単位施策① こどもが健やかに過ごせる体制づくり	・こどもの権利に関する啓発や、こどもの意見の表明の機会の確保が必要です。 ・若者に対して、自分の身体の状態やこころの健康、病気、相談支援、サービスに関する情報などについて周知を図ることが必要です。 ・引きこもり等の困難な状況にある若者に対する支援やこどもが安心して外出できる環境づくりが必要です。	・こどもの意見を踏まえたこども施策の推進をめざします。 ・すべてのこどもが健やかに成長できるまちづくりを推進します。 ・地域ぐるみでこどもが安全・安心に暮らせるまちをめざします。	・こどもの権利について理解を深めるための施策を推進します。 ・プレコンセプションケアの取り組みを推進します。 ・相談支援等の拡充やこどもの自殺対策、ヤングケアラーへの支援を行います。 ・地域と連携して青少年にとって有害な広告物などの除去や非行防止パトロールに取り組みます。
単位施策② 多様なこどもの居場所の確保	・こどもの居場所における安全・安心の確保と各事業の質の向上が必要です。 ・こどもの多様なニーズに応えることができるよう、多様な居場所づくりを進める必要があります。	・安心してこどもが過ごすことができる場として、自主性を重んじ、自由に活動や学習、遊びができるこどもの居場所の確保をめざします。	・こどもたちが自ら参加し、意見を交わしながら、こどもたち自身が過ごしたいと思える場所を一緒につくっていくという視点に立ち、こどもの居場所づくりを検討します。 ・既存の事業や各地域、民間団体等の取り組みを生かし、つなぎながら、自分が過ごしたいと思う居場所を多様な選択肢から選べる環境を整えます。
単位施策③ 経済的負担の軽減とこどもの貧困の解消に向けた対策の推進	・経済的に困窮している子育て世帯が一定数います。 ・次代を担うすべてのこどもの育ちを支える基礎的な支援として、経済的な支援の充実などが必要です。 ・生活困難層において、金銭的な理由でこどもを学習塾や習い事に通わせることができない人が増えています。	・子育て家庭の経済的負担の軽減を通じて、すべての子育て家庭が安心して子育てができるようにすることをめざします。 ・経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないようにすることをめざすとともに、生活能力向上と学力向上を支援することで、自立した生活の確保や貧困の連鎖の防止をめざします。	・家庭の状況に応じて、教育の支援、生活の安定のための支援、子育て支援、保護者の就労支援、経済的支援などを含む総合的な支援に努めるとともに、制度の周知を行います。 ・貧困の連鎖を断ち切るために、生活困難層のこどもに対し学習支援を行います。また、体験活動の経験が少ないこどものための体験イベントなども行います。 ・乳幼児期から高等教育段階まで切れ目のない経済的な負担軽減を着実に実施します。
単位施策④ 配慮を必要とするこどもの支援の充実	・障害や発達に特性があるこどもの支援については、適切な療育につなげる支援体制を充実させることが必要です。 ・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のためには、地域住民が当事者意識を持つことが必要です。	・障害や発達に特性があるこどもの自立や社会参加の推進をめざします。 ・児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応のために、地域住民相互でこどもを守る意識を醸成することをめざします。	・障害や発達に特性があるこどもとその保護者に対して、一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行います。 ・児童虐待に対する社会全体の認識を高めるとともに、支援者の資質向上や地域との連携体制をさらに充実させ、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

関連する個別計画

川口市こども未来計画

川口市教育大綱

川口市教育振興基本計画

学びとスポーツ・文化に親しみ、自己実現ができる 生涯学習・スポーツができる環境の充実

施策の目標

誰もが生涯学習やスポーツに親しめる環境づくりを通じて、一人ひとりの個性や魅力を伸ばし、自己実現を図ります。

施策の概要

・多様なニーズに応え、時代に沿った情報発信や学習・スポーツの機会を提供することで市民が自己実現を図ることができるよう、公民館・図書館・科学館・スポーツ施設がそれぞれの機能を活かして、事業を推進します。

現状・課題

単位施策の目標

単位施策① 生涯を通じて 学び続けられる 環境づくり

・公民館等(※)では、多様化する市民ニーズに対応し、利用しやすい施設の維持運営や生涯学習のすそ野を広げるための環境整備のほか、さまざまな学びの推進や、市民が主体的に学び地域に還元できる仕組みづくりを強化する必要があります。
※公民館、中央ふれあい館、生涯学習プラザ
・図書館では時代に沿ったさまざまな形態による図書館資料の収集、保存を推進するほか、多様なニーズに応えるための情報発信や情報提供を強化する必要があります。
・科学館では、ライフステージの変化や生涯学習のニーズの多様化に合わせて、事業を推進していますが、開館から年数が経過し、施設の経年劣化が進んでいることから、中長期的な設備更新が必要です。

・公民館等の環境を整えることで、さまざまな世代が交流しながら学び続け、学習成果を地域に還元できる生涯学習社会の実現をめざします。
・図書館では、誰もがいつでも必要な図書館資料を閲覧でき、図書館からの情報を享受し、サービスを利用できるよう生涯学習環境の充実を図り、市民一人ひとりの自己実現に寄与することをめざします。
・科学館では、参加体験型施設としてあらゆる世代が生涯にわたり科学への興味、関心を持ち続けられるよう、科学に親しむ心の育成を図ります。その実現に向けて、時代に即し新たな技術を取り入れた設備の更新を進め、魅力ある科学館をめざします。

単位施策② 目的に応じて スポーツ・レクリエーション 活動に親しめる 環境づくり

・これまで多くのスポーツ施設を整備・運営し、誰もが身近にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに努めるとともに、地域コミュニティの醸成に寄与してきました。
・多くのスポーツ施設が開設から40年以上経過しており、持続可能な施設運営に向けた取り組みが必要です。
・オリンピック、パラリンピックなど注目を集める大会が開催されることにより、スポーツへの関心が高まるとともに、高齢化の進展や働き方及び生活様式の変化により健康意識が高まり、スポーツの重要性が認識されています。

・スポーツ施設の充実やスポーツをする機会の提供により、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、誰もが健康増進や体力向上、競技力向上など、それぞれの目的に応じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、自己実現を図ることをめざします。

まち

対応する主な
SDGsのゴール



施策の目標指標

	基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]	32.0(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
生涯学習施設(公民館等・図書館・科学館)の利用者数 [人]	3,150,496(R6)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
スポーツ施設の利用人数 [人]	1,899,623(R6)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る

主な取り組み

・様々な学習ニーズを踏まえた利用しやすい公民館等の環境を整備するとともに、オンライン講座の充実など多様な講座を提供することにより、若年層や現役世代も含めた幅広い年齢層の公民館等利用の促進に努めます。
・身近な生活にかかわる課題や市民ニーズに合わせた多種多様な講座などを公民館等において実施するとともに、相互に学び合う場の提供や、地域人材の発掘・活用を進めます。
・計画的な図書収集の取り組み、紙やマイクロフィルムの経年劣化を考慮し、最適な方法での図書館資料の保存に取り組みます。
・さまざまな形態での情報発信により、レファレンスなどの図書館サービスを利用できる機会を提供します。
・世代を超えて科学の楽しさを発見できる企画や講座等を科学館において充実させ、科学の魅力を伝えます。また、学校や地域と連携し、児童生徒の研究・発表の場としての活用を推進します。
・科学館施設全体の安全性と質の向上をめざし、計画的かつ包括的な改修を実施します。

・スポーツ団体と連携し、スポーツ教室、スポーツイベント、レクリエーション活動など、運動を経験できる機会を提供します。
・スポーツ団体への支援を通じ、選手の競技力向上及びスポーツを支える人材の確保・育成を推進します。
・計画的な改修により施設の長寿命化や安全性・機能の向上を図るとともに、施設の更新等の際には統合・再編などを含めた施設の適正化に取り組みます。
・埼玉県屋内50m水泳場の整備に合わせた北スポーツセンターの建替えを含む、(仮称)神根総合運動公園の整備を進め、新たなスポーツ及び交流の拠点として活用します。

関連する個別計画

川口市教育大綱

川口市教育振興基本計画

川口市子ども読書活動推進計画

学びとスポーツ・文化に親しみ、自己実現ができる 歴史の継承と文化芸術の発信

施策の目標

指定文化財をはじめとした歴史的資源の保存と活用や、誰もが身近に文化芸術に接し活動する環境づくりを行うことで、歴史、文化、芸術をすべての人が学び、楽しみ、心豊かな生活が実現できるまちをめざします。

施策の概要

・歴史を伝える大切な文化財を調査・収集・保存し、また、その魅力を広く発信します。
・障害の有無、経済的状況、年齢や性別、国籍などにかかわらず、地域の主役である市民一人ひとりが文化芸術に触れ、自己実現をめざせる環境づくりを行います。

現状・課題

単位施策の目標

単位施策① 歴史的資源の 保存と活用

・文化財の保存・継承については、社会情勢の変化による所有者の負担増や少子高齢化による影響など、さまざまな課題があるため、支援のための多様な取り組みが求められています。
・文化財の展示やイベントを通じた魅力発信が重要になる中、展示施設や収蔵施設は老朽化が進んでおり、安全な利用のために施設の更新など、対応が必要です。

・市内に有する有形文化財の収集・保存、無形文化財の継承に係る支援などを行うことで後世に伝えるとともに、その魅力を広く発信することで、市民の文化財保護意識の高揚と、地元川口の歴史や文化への親しみと関心を深めます。

単位施策② 文化芸術拠点 の活用

・文化芸術の鑑賞、活動、発表、参加などの場として、本市では文化施設が大きな役割を担っています。そのため、川口総合文化センター・リリアや川口市立美術館を含めた、川口駅西口周辺を文化芸術の創造発信拠点として位置付けています。

・川口駅周辺の回遊性や利便性が向上し、川口の玄関口として、ますますにぎわいや活気あふれるまちとなることをめざします。
・美術館では、本市や埼玉県ゆかりの作品、市内の作家による展示はもとより、さまざまなジャンルの展示を通じて、未来を担う人材の創造性を養うなど、本市の文化芸術のさらなる発展を図ります。

単位施策③ 文化芸術活動 の支援

・急速な高齢化や高度な情報化の進展などの環境変化により、文化芸術活動を行う団体においても高齢化・会員数の減少がみられ、人材不足が顕著になっています。安定的な芸術活動が行えるように、団体への金銭的な支援だけではなく、活躍の場の提供や人材の発掘、育成に対する支援が必要です。

・市民の自主的な文化芸術活動の支援を通して、文化芸術の振興を図り、文化力の向上や発展に寄与します。また、文化芸術団体等に若い世代が参入しやすい環境をつくることで、既存の団体がより活性化し、意欲的に文化活動に取り組むことを図ります。
・コンサートの開催などを通して、アーティストに活躍の場を提供するとともに、多くの市民が身近なものとして音楽に触れて楽しむことをめざします。

まち



施策の目標指標

	基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]	32.0(R5)	基準値を上回る	R12実績値を上回る
文化財センター及び分館の入館者数 [人]	53,714(R6)	55,000	57,000
総合文化センター及び川口市立美術館の総来場者数 [人]	436,065(R5)	770,000	808,500

主な取り組み

・文化財や歴史的資料などの調査・収集・保存・保護を行います。
・文化財センター（郷土資料館、歴史自然資料館）における企画展やイベントなどを通じて、文化財の活用を図り、魅力を発信します。
・展示・保管施設の老朽化と収容力不足に対応するため、既存施設の更新に向けた調査を進めます。
・市の文化財の保存と活用を推進するため、文化財保存活用地域計画の策定について研究を進めます。

・川口駅西口周辺が文化芸術の創造発信拠点として整備され、施設のインクルーシブな運営を進めることで、あらゆる世代・属性の人々が文化芸術に親しみ、触れる機会を提供します。
・国の新しい文化芸術推進基本計画の考え方、地域課題解決の方向性、施設の立地特性、施設間の効果的な連携等を踏まえ、これまでの文化芸術施設の固定概念にとらわれない柔軟な発想を持って施設展開を行います。

・市の文化芸術の振興と発展に資する事業へ助成金を交付し、活動を支援します。
・本市ゆかりのアーティストが活躍できる場を設け、市民に多様なジャンルの音楽を鑑賞する機会を提供します。

関連する個別計画

川口市教育大綱

川口市教育振興基本計画

川口市文化芸術基本計画

川口市美術館建設基本計画

にぎわいと魅力があり、伝統と未来が響き合うまち 経済活動の持続的発展と安定した雇用の確保

対応する主な
SDGsのゴール



施策の目標

市内中小企業の経営基盤の強化と先進技術の導入による生産性の向上を推進し、市産品のブランド化や販売促進に力を注ぐことで、市内産業の経済活動を活性化します。

施策の概要

・先進技術導入などに対する制度融資の充実や創業支援、就労環境の向上に取り組むとともに、市産品の積極的な市内外へのPRにより販路拡大を支援することで、市内経済の好循環と雇用を創出し、伝統産業や多様な産業の持続的発展を図ります。

施策の目標指標

		基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	29.6(R5)	基準値を上回る	R12実績値を上回る
市内総生産額	[百万円]	1,505,011(R4)	県内市町村における伸び率を上回る	県内市町村における伸び率を上回る
就職支援セミナー参加者数	[人]	357(R6)	380	400

主な取り組み

現状・課題	単位施策の目標	主な取り組み	
単位施策① 企業経営の強化支援	・経済状況が大きく変化する中、中小企業・小規模事業者の経営基盤の強化、設備投資などによる生産性の向上のため、経済的支援、ネットワークづくりなど、多岐にわたる支援が求められています。 ・地域経済の持続的発展のため、市内企業の市産品の活用を促進するとともに、市内外への販路拡大の支援を継続していく必要があります。	・市内事業者の経営基盤の強化や、生産性の向上に向けた経済的支援、IT人材や起業家の育成などニーズに合った多様な支援を実施するとともに、市内経済団体と連携し、地域経済の活性化及び好循環をめざします。 ・製品、技術、サービスの存在を広くPRすることで、川口ブランドの認知度を向上させ、新たな企業間交流を通じてビジネスネットワークの拡大を図ります。	・低金利での制度融資の実施や市内事業者のDXを支援し、経営基盤の安定と生産性の向上を促進します。 ・起業を支援するため、セミナーや個別相談などを実施するとともに、起業家同士のネットワークづくりを促進します。 ・市産品を積極的に市内外にPRし、産業の活性化を図ります。 ・市が発注する公共工事において、市産品活用を促進する川口市産品公共工事活用促進制度に取り組みます。
単位施策② 就労環境の向上	・市内中小企業の人材不足が深刻化する中、労働力の確保が課題です。また、就職後の定着率も低いことから、労働者が安心して長く働くことのできる就労環境を整える必要があります。	・就職支援セミナーやマッチングの機会を設けることにより、市内中小企業や市内経済団体と連携し、雇用の確保を図ります。 ・若年者の就労の定着率を上げることにより、市内企業の成長および市内産業の活性化をめざします。	・若年者、就職氷河期世代、シニア、女性を対象とした就職支援セミナーを開催し、就職に必要な知識の習得を支援します。 ・さまざまな年齢層を対象として、合同企業面接会を開催し、市内中小企業への就職者数の増加を図ります。 ・奨学金の返還支援や家賃補助を実施し、若年者の経済的負担を軽減し、就労の定着につなげます。

関連する個別計画
川口市産業振興指針

にぎわいと魅力があり、伝統と未来が響き合うまち ものづくり産業を活かした新たな価値の創出

施策の目標

卓越した技術・技能者を有する歴史あるものづくり産業のさらなる振興により、持続可能な地域経済の発展をめざし、企業間交流や異業種交流を通じて、伝統と技術が融合した新たな価値の創出を図ります。

施策の概要

・市内の卓越した技術・技能者の顕彰や製造事業者等の市内への誘致を促すなど、伝統技術を活かしつつ、グローバル化に対応した持続可能な産業構造の醸成、地域経済の安定と活性化を促すとともに、市産品の販路拡大事業などを通じた異業種交流による新たな価値創出を促進します。

対応する主な
SDGsのゴール



施策の目標指標

	基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じている人の割合 [%]	36.4(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
就業者数(製造業) [人]	22,319(R5)	全国における伸び率を上回る	全国における伸び率を上回る
製造品出荷額 [百万円]	547,847(R5)	全国における伸び率を上回る	全国における伸び率を上回る

主な取り組み

現状・課題	単位施策の目標	主な取り組み	
単位施策① ものづくり産業のさらなる振興	・伝統産業における事業所数の減少が深刻化する中、企業の国内だけでなく国際的な市場競争力の強化が課題となっています。 ・エネルギーや原材料の価格高騰により製造コストが増大し、企業の利益率が圧迫され、事業の持続可能性の低下が危ぶまれています。	・技術力の維持強化や、市産品のPRとともに、販路拡大の支援や補助を行い、市内企業の競争力を高め、市産品の販路拡大によるものづくり産業の振興を図ります。 ・市産品の販路拡大事業等による企業および製品技術のPRや企業間交流を促すとともに、ビジネスマッチング等を通じて新たな価値の創造を促進することで市内企業の競争力を高めます。 ・ものづくり産業のDXを支援し、業務効率化とともに生産性の向上を促進します。	
単位施策② 担い手の育成と技術の振興	・市内製造業における技術・技能を継承する人材の不足が深刻化する中、後継者の育成が課題となっています。	・卓越した技術・技能者を顕彰することで、社会的地位の向上を図るとともに、後継者を確保・育成し、市内製造業の活性化と技術の振興を図ります。 ・ものづくりイベントを通じて、伝統的な技術・技能を尊重し、継承するまちづくりをめざします。	・本市産業界における卓越した技術・技能者を顕彰します。 ・伝統的な技術・技能への理解を深めてもらうため、未来を担う子どもをはじめとした、年代を問わず多くの人が参加できるものづくり体験教室を開催し、職人の実演を通じて高度な技術を直接感じるとともに、ものづくりの楽しさを伝える場を提供します。 ・技術の向上を図るために鋳物技術講習会を開催し、鋳物工業技術の向上と知識の習得を図ります。
単位施策③ 企業立地及び業務拡張等の支援	・東京都と隣接し交通の利便性に優位性がある一方、地価が高く、市外企業の進出需要に応えられる事業用地の確保が課題となっています。 ・市内工場が撤退した跡地では、住宅地化等が進んでいます。	・製造事業者等の市内への誘致により、産業の空洞化防止、雇用機会の拡大、工場進出による既存企業への様々な波及効果を通じた市内経済の活性化を図ります。	・市内企業の新規事業及び事業拡張などを支援するとともに、市外企業の市内への進出を促進するための補助を行います。 ・民間事業者の事業用土地等需要に応えるため、民間団体と連携し、事業者の立地促進を図ります。 ・工場跡地の住宅地化等が進んでいる現状を踏まえ、その跡地を再び工場用地として活用するため、積極的に工場の誘致を推進します。

関連する個別計画

川口市産業振興指針

にぎわいと魅力があり、伝統と未来が響き合うまち

にぎわいと魅力ある商業の振興

対応する主な
SDGsのゴール

施策の目標

この街で買い物を楽しみたいと思えるにぎわいのある商業環境づくりと、地域とともに歩む活気ある商店街づくりをめざし、商業の振興を図ります。

施策の概要

・地域や個店の特性を活かして多様な消費者ニーズに応える環境を創出するとともに、景観づくりや地域コミュニティの醸成によって、地域の暮らしを支える、魅力ある商店街づくりを支援します。

施策の目標指標

		基準値(R5)	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	64.4(R5)	基準値を上回る	R12実績値を上回る
従業者数(卸売業・小売業)	[人]	29,511(R3)	全国における伸び率を上回る	全国における伸び率を上回る
年間商品販売額	[百万円]	1,015,680(R3)	全国における伸び率を上回る	全国における伸び率を上回る

現状・課題

単位施策の目標

主な取り組み

単位施策①
にぎわいと
活気ある商業
活動の振興

・商店街は、来街者の減少、空き店舗の増加、店主の高齢化、後継者不足など、さまざまな課題に直面しています。また、ライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化や郊外型商業施設の出店などにより地域商業をめぐる環境が大きく変化しています。

・商店街が地域住民のインフラとして機能するとともに、地域のにぎわい創出や街の安全・安心を守る機能を果たすなど、地域コミュニティの中核的役割を担う商業環境の創出をめざします。

・地域の特性や個店の魅力を活かし、消費者ニーズに応じた商店街づくりを支援します。
・地域コミュニティの中心的な場として、にぎわいの創出や地域交流促進を図る事業を支援します。
・商店街の空き店舗対策や調和のとれた景観づくりを支援します。
・個店ならではのサービスの提供や顧客とのコミュニケーションなどを活かした買い物を楽しめる環境づくりを支援します。

単位施策②
魅力ある商業
環境の創出

・大型ショッピングモール等の出店、急速に進むキャッシュレス化を含むDXをはじめとした購買機会の多様化やインターネットショッピングの拡大は、消費者の利便性が高まる一方、個店の来訪者に影響を及ぼしており、店舗外の消費行動を加速させています。

・市内経済の好循環を創出するため、大型店と中小事業者が共存できる環境を実現し、魅力ある商業空間を推進することにより、市内での購買意欲を醸成するとともに、官民が一体となった地域経済の活性化をめざします。

・市内商業事業者への包括的な支援により、地域経済の活性化を推進します。
・個店の魅力を高め、店舗の集客力や購買意欲を向上させる取り組みを支援します。
・商業者が消費者ニーズを的確に捉え、販路拡大や経営環境の向上をめざした取り組みを支援します。
・DXに対応した販売形態などのスキルを習得し、実店舗と連携・併用する取り組みを支援します。

関連する個別計画

川口市産業振興指針

にぎわいと魅力があり、伝統と未来が響き合うまち 未来ある都市農業の振興

施策の目標

農地の保全を推進するとともに歴史と伝統を誇る植木を中心とする花きに加え、野菜・果樹といった本市の農産物(生産地)のブランド力向上と販路拡大を図り、都市農業の振興につなげることをめざします。

施策の概要

- ・川口緑化センター、農業協同組合及び市内農業団体などと連携して都市農業の振興を図るとともに、グリーンセンターなどにおいて緑に親しむ機会を増やします。
- ・都市化による農地の減少を抑えるために遊休農地の活用を推進し、都市農地の保全を図ります。

現状・課題

単位施策の目標

単位施策① 都市農業の振興

・伝統的な植木を中心とする花きに加え、野菜・果樹など多様な農産物を生産しています。
・農業者の高齢化や担い手不足による、出荷量の減少が課題となっています。
・グリーンセンターにおいては、長年、緑に親しむ植物園として市民に愛されてきました。しかし、近年の社会状況の変化に対応するため、利用者のニーズを把握し、更なる集客力の向上を図ることが課題となっています。

・農業者の経営力の強化や担い手の確保を通して、都市農業の振興を図ります。
・本市農業が有する歴史ある技術や技能、品種などの普及宣伝を図り、新たな顧客やニーズの開拓、販路拡大を図ります。
・グリーンセンターは、市内緑化産業に関わる卓越した技術や人材を積極的に活用し、高いサービスを発信・提供するとともに、イベントや展示などで、川口の「農」をPRし、更なる集客力の向上を図ります。

単位施策② 都市農地の保全

・本市は東京都に隣接し、都市化の進行が顕著であることから、農地が減少する傾向にあります。しかし、都市農地には地産地消や景観形成など多様な機能が期待されており、農地の減少に歯止めをかけることが喫緊の課題となっています。

・持続的な農地の保全により、農産物を供給する機能をはじめ、良好な景観の形成、学習や交流の場の提供など多様な機能を有する財産である農地を次世代につないでいくことをめざします。

施策の目標指標

	基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じている人の割合 [%]	47.4(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
市内総生産額(農業) [百万円]	716(R3)	県内市町村における伸び率を上回る	県内市町村における伸び率を上回る
農地バンクを活用した農地の賃貸借面積 [㎡]	3,510(R5)	2,500	2,500

主な取り組み

・農業経営の安定・向上のため、市内の経済団体等との協働により、川口産農産物の販路の拡大をめざします。
・担い手の確保に向けて、後継者・新規就農者の育成支援を行います。
・グリーンセンターにおいては、身近な緑化の意識を啓発する教室や、植物や生き物などと触れ合える場を提供し、エンターテインメント要素を盛り込んだイベントや展示手法など、すべての人に楽しく、わかりやすく植物の魅力を伝えることで、利用者の興味や関心を高めていきます。

・遊休農地の発生防止・解消のため、農地バンク制度の周知を図ります。
・遊休農地の情報を市でデータ化し管理することで農地バンクの活用を図ります。
・生産緑地法等の改正に関する情報提供や賃借の促進等、生産緑地の適正な保全と円滑な活用を図ります。
・市民へのレクリエーションの場や農業への理解促進につながる市民農園等の開設・運営支援を行い、農地の保全と活用を図ります。

対応する主な
SDGsのゴール



関連する個別計画

第2次川口市農業基本計画

(川口市都市農業振興計画)

にぎわいと魅力があり、伝統と未来が響き合うまち 地域資源の活用による地域経済の活性化

対応する主な
SDGsのゴール



施策の目標

本市の特徴ある多種多様な魅力を、市内外に発信し、地域資源を活用した観光振興に取り組むことで、地域経済の活性化を促し、魅力ある訪れたいまち、さらなる選ばれるまちの実現をめざします。

施策の概要

・誇れる文化・産業・自然に加えて住みやすさなどの地域の魅力を、関係団体と連携を図りながら市内外へアピールし、多くの人が本市の魅力を知り、来訪と定住による地域経済の活性化を実現できる環境を整えます。

施策の目標指標

	基準値(R5)	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合 [%]	31.9(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
記者会見・記者懇談会資料提供件数 [件]	28(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
官民連携地域情報ウェブサイト「トリコカワグチ」PV 数 [回]	51,023(R5)	152,700	245,600

現状・課題

単位施策の目標

主な取り組み

単位施策① 地域資源を 活用したシ ティプロモ ーションの実施

・東京近郊の都市間における本市の競争力を高めるため、効果的な広報活動に加え、市内の産業や文化、豊かな自然など、地域の魅力発信や新たな魅力の創出によるイメージや知名度の向上が課題となっています。

・ものづくりや植木産業と合わせて、豊かな自然や地域に根差した文化芸術などの地域資源を、本市の魅力として発信し、集客や交流、知名度やブランド力の向上などに活かしていく戦略が求められています。

・さまざまなシティプロモーション活動を通じて、本市のイメージ、知名度を向上させ、交流人口・定住人口・関係人口の増加を図ることで、地域経済の活性化につなげます。

・地域資源を活用した情報発信により、市民が日常的に本市の魅力を感じながら生活し、地域経済が循環する、にぎわいあるまちづくりの実現をめざします。

・東京都と隣接した立地の良さや、生活のしやすさに加え、日光御成道や赤山陣屋跡などの歴史的資源、豊かな自然環境とのふれあいの場、特色ある産業や文化芸術など、本市が持つ多様な地域資源を活かして、市公式ホームページをはじめ、官民連携地域情報ウェブサイト「トリコカワグチ」やSNSによる魅力発信、動画の放映、マスコットキャラクターの活用など、さまざまなシティプロモーション活動により、幅広く市内外に向けて効果的にPRを行います。

単位施策② SKIPシティ を活用した 地域の活性化

・SKIPシティは、映像産業を核とした次世代産業の導入・集積を目的に平成15年にオープンし、映像産業に関わる取り組みが定着しています。

・SKIPシティでは、令和6年に商業施設がオープンしたほか、大型撮影スタジオであるNHK川口施設(仮称)の整備が進められています。

・更なる地域経済の活性化と交通ネットワークの構築が課題です。

・映像産業を核とした次世代産業の導入・集積により、地域経済の競争力を高め、持続可能な地域社会の形成をめざします。

・SKIPシティで開催される各種イベントやNHK川口施設(仮称)など周辺施設の利用促進により、多様な人々が訪れ、にぎわいが生まれることによって、本市の認知度が向上する、地域経済の相乗的な発展を図ります。

・さまざまな映像コンテンツに関する産業創出をめざし、映像産業を核とした次世代産業の導入・集積に取り組めます。

・SKIPシティ周辺の、住環境と調和のとれた整備を行い、交通ネットワークの改善に取り組めます。

・NHK川口施設(仮称)をはじめとする周辺施設と連携し、地域経済活性化に寄与する取り組みを行います。

都市と自然が調和した、うるおいとやすらぎの 豊かな水と緑に親しむ空間づくり

施策の目標

本市に広がる貴重で豊かな自然環境を守り、市民が自然を身近に感じながら生活できるよう、水と緑に親しめる憩いとやすらぎの空間の創出をめざします。

施策の概要

・公園や河川において、親水性に配慮し、レクリエーション機能や防災機能を高めながら、植生や生態系に配慮した空間を整備します。また、環境への負荷が小さく、人と自然が共生する緑豊かな都市が実現できるよう、市民と協力しながら緑地環境の整備や維持管理、保全を図ります。

現状・課題

単位施策の目標

単位施策① 水辺環境の 整備・保全

・本市には、荒川、芝川などの河川や、河川の調節池をはじめとする水辺空間が豊富にあります。
・旧芝川の親水護岸整備は、事業用地が確保できた場所から順次進めていますが、橋梁の架け換え予定箇所や、用地未買収箇所が残っていることが課題となっています。

・水と緑に親しめる憩いとやすらぎの水辺環境を創出することにより、市民が自然を身近に感じ、人と自然が共生する緑豊かなまちをめざします。

単位施策② 緑地環境の 整備・保全

・開発圧力の高まりによる都市化が進行しており、緑地面積が減少傾向にあります。
・都市部における緑地の重要性に関する価値観の醸成や、地域の実情に応じた緑地の質・量両面からの緑地の確保が求められています。
・公園や緑地空間は、環境保全機能や防災機能などさまざまな機能を有しています。

・地域の実情に応じた緑地の確保を進め、環境への負担を軽減するとともに、緑地の質の向上を図ることで精神的・身体的な健康の増進、コミュニティの醸成、都市のレジリエンスの向上など、緑地が持つ多様な機能が発揮される都市の実現をめざします。
・公園・緑地の整備を推進することにより、市民が身近な自然に触れ合える都市環境の形成に寄与するとともに、スポーツレクリエーションの場や地域の交流、健康増進を図る場の創出を図ります。さらにヒートアイランド現象の抑制、災害時の避難場所や延焼遮断空間としての防災機能を果たすことをめざします。

あるまち

対応する主な
SDGsのゴール



施策の目標指標

		基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	45.6(R5)	基準値を上回る	R12実績値を上回る
親水護岸の整備延長(旧芝川)	[m]	2,191(R5)	2,284	2,344
保全緑地指定面積	[ha]	18.17(R5)	現状値を上回る	現状値を上回る

主な取り組み

・河川においては、治水・浸水対策のための護岸整備とともに、親水性に配慮し、防災機能やレクリエーション機能を高めながら、植生や生態系に配慮した空間を整備します。
・貴重な水辺の環境に、市民がこれからも継続して親しめるよう、自然と調和した水辺環境の維持・保全を図ります。

・将来にわたり市民が緑豊かでうるおいある環境を享受できるよう、特別緑地保全地区の指定や公有地化を進め、市民の理解・協力を得ながら緑地の適正な維持管理を進めます。
・川口市緑のまちづくり推進条例に基づく緑化の推進のほか、生垣設置や屋上緑化などによる民有地の緑化を促進します。
・植生や生態系に配慮した公園の整備を推進するほか、地域の公園については、市民と協力しながら維持管理を行い、緑地環境の保全を図ります。

関連する個別計画

第2次川口市緑の基本計画

都市と自然が調和した、うるおいとやすらぎの 人と生物が暮らす環境の保全

施策の目標

市民と事業者とともに環境問題に対する意識を高め、良好な生活環境の保全と地球温暖化の防止に向けた取り組みを積極的に推進し、市民が自然を感じながら安心して生活できるまちをめざします。

施策の概要

・地球温暖化の防止、公害発生の防止、生物多様性の保全を図ることにより、人と生物が暮らす良好な環境を保全します。

	現状・課題	単位施策の目標	主な取り組み
単位施策① 生活環境の 保全	・アスベスト、低周波音、生活排水といった多様化する公害問題に対し、効果的な助言・指導及び周知・啓発の方法が求められています。 ・大気汚染や水質汚濁等の環境基準はおおむね達成していますが、さらなる改善が必要です。	・公害による市民の健康や生活環境への被害を防ぎ、良好な生活環境を保全することにより、市民が快適に過ごせるまちをめざします。	・事業者への規制や指導を行うことで、公害の防止及び改善に努めます。 ・生活排水による水質汚濁や悪臭などの防止のため、浄化槽の適正な維持管理の指導及び既存単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について周知・啓発を図ります。 ・環境法令に基づき、大気汚染や水質汚濁等の常時監視を行い、その状況を把握し、適切な情報提供に努めます。
単位施策② 地球環境の 保全	・近年、地球温暖化による猛暑日や豪雨が増加していますが、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)により温室効果ガスが原因であると指摘されています。温室効果ガスは、本市では家庭部門からの排出量が多いものの、2013年度以降減少傾向にあります。2050年のCO₂排出量実質ゼロ(ゼロカーボンシティ)をめざし、市民・事業者・市が協力して温室効果ガス削減を進める必要があります。	・脱炭素型のライフスタイルとビジネススタイルの普及を促進し、環境に配慮した行動を継続して実践することで、温室効果ガスの削減をめざします。	・市民や事業者の環境意識を高めるため、環境啓発や環境学習を充実させ、省エネルギーに配慮した生活や事業活動を促します。 ・家庭や事業所における、再生可能エネルギーや省エネルギー機器・設備の導入を支援します。また、公共施設における、再生可能エネルギーや省エネルギー機器・設備の導入に努めます。 ・ゼロカーボンシティ実現のため、現在、「かわぐち・たてしなの森」を整備しています。このような他自治体や企業と連携したカーボン・オフセットを推進します。
単位施策③ 生物多様性の 保全	・私たちの暮らしに欠かせない水や食作物は、生物多様性から生み出される自然の恵みに支えられていますが、この生物多様性は、人間のさまざまな活動や、都市開発などにより急速に失われつつあります。自然と共生した持続可能な社会を実現していくためには、生物多様性を保全していくことが重要です。	・「生物多様性地域戦略」の策定により、社会的自然的条件に応じた生物多様性の保全をめざします。 ・生物多様性に関する周知・啓発などを行い、市民の理解を深め、行政、市民、事業者、市民団体が連携し、生物多様性の保全を図ります。	・本市の生物多様性の保全施策を計画的に推進するため、生物多様性地域戦略を策定し、保全を進めます。 ・一人でも多くの人が身近な自然とふれあい、生物多様性について理解を深められるように、自然保護団体と連携した観察会などの開催や、チラシなどによる周知・啓発、市民参加型の生きもの調査などを実施します。 ・外来生物が生態系に与える影響などについて周知することで、本市の豊かな生態系の維持を図ります。

あるまち



施策の目標指標

		基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	14.1(R5)	基準値を上回る	R12実績値を上回る
大気関係環境基準達成状況	[%]	91.0(R5)	100	100
温室効果ガスの排出量削減率(基準:2013年度)	[%]	—	46.0	CO ₂ 排出量実質ゼロ(2050年)

関連する個別計画

第3次川口市環境基本計画

第2次川口市地球温暖化対策実行計画

都市と自然が調和した、うるおいとやすらぎの

清潔で美しいまちづくり

施策の目標

限りある資源を大切に使用し、さらに繰り返し利用し、廃棄時には資源となるものを分別することで、ごみの減量をめざします。排出されたものは、適正に処理し、かつ、再資源化を促進することで、あらゆるものを循環させていく社会の構築をめざします。

施策の概要

・市民・事業者・行政の三者協働により、ごみの発生を抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処理の順に行い、循環型社会を推進します。さらに、ごみの散乱や不法投棄の防止に努め、自主的なまちの美化活動を促進します。

現状・課題

単位施策の目標

単位施策①
廃棄物の
減量化・
再資源化

- ・ライフスタイルの多様化や人口の増減、経済活動によるごみの発生量や質の傾向を捉え、本市に適した更なる廃棄物の減量化、再資源化が求められています。
- ・限りある資源を有効に活用するために、適切なごみの分別についての周知、啓発が必要となっています。
- ・不法投棄や散乱したごみを削減する取り組みが強く求められています。

- ・3R(リデュース:発生抑制、リユース:再使用、リサイクル:再生利用)を促進する各種事業の実施により、市内のごみ発生量を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会の推進をめざします。
- ・市民・事業者・行政が協働して、自主的なまちの美化活動を推進し、不法投棄を「しない、させない、許さない」という姿勢をもって未然防止を図ります。

単位施策②
廃棄物の
適正処理の
推進

- ・ライフスタイルの多様化などにより、さまざまなごみが発生しており、環境衛生の向上のためには、これらを受け入れる体制の整備が求められています。
- ・ごみ処理能力を確保するための廃棄物処理施設の更新が求められています。
- ・適正処理困難物の適切な受益者負担が求められています。
- ・産業廃棄物についても適正処理を促進し不適正処理を未然に防ぐことが求められています。

- ・ごみを受け入れる施設、体制を整えることで、多様化するごみの処理を適切に行うことをめざします。
- ・焼却施設から発生する残さなどを再資源化して最終処分量を減らすとともに、熱エネルギーを有効活用することで循環型社会の形成をめざします。
- ・廃棄物処理施設の計画的な建替えや延命化対策を実施することで、廃棄物処理能力の確保を図ります。

あるまち



施策の目標指標

	基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	40.7(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
1人1日あたりの廃棄物排出量	748(R5)	基準値を下回る	R12 実績値を下回る
川口市ごみの分別ガイドアクセス数	1,472,170(R5)	基準値を維持	基準値を維持

主な取り組み

- ・マイバッグやマイボトルの使用、生ごみ処理容器の活用、食品ロスの削減など、廃棄物の減量化と再資源化につながる周知啓発、支援金交付、講座などを実施します。
- ・環境部広報紙「PRESS530」にて環境に関する施策や制度、イベント情報及び取り組みを紹介し、市民の環境意識の向上を図ります。
- ・事業系ごみに関する情報提供及び排出指導などにより、事業者による廃棄物の減量化と再資源化を促進します。
- ・ごみの分け方と出し方について、川口市ごみの分別ガイドなどを活用した啓発活動を再資源化推進の根幹と捉え、積極的に取り組みます。
- ・クリーン推進員制度やまち美化促進プログラムなどを活用するとともに、一般ごみ・資源物ステーションのバトロールなど、監視と啓発を強化し、不法投棄の未然防止に取り組みます。

- ・廃棄物処理施設・設備の適切な維持管理に努めるとともに、計画的に建替えや改修を実施することで、処理能力の確保と延命化を図り、廃棄物を安定的かつ適正に処理します。
- ・廃棄物を焼却する際に発生する残さなどの再資源化を図り最終処分量を削減し、環境負荷を低減します。
- ・ごみ焼却施設の発電効率や熱回収率の向上を図り、循環型社会の形成に資する廃棄物処理を推進します。
- ・適正処理困難物については、製造販売業者による処理システムの構築を求めるとともに、排出者の応益負担の適正化に努めます。
- ・産業廃棄物に係る許認可の申請に対する的確な審査や、排出事業者、処理事業者に対する指導などを通じ、適正処理の促進と不適正処理の未然防止に努めます。

関連する個別計画

第3次川口市環境基本計画

第8次川口市一般廃棄物処理基本計画

川口市循環型社会形成推進地域計画(第二次計画)

第11期川口市分別収集計画

川口市戸塚環境センター施設整備基本計画

朝日環境センター施設整備基本構想

誰もが安全で快適に暮らせるまち

住・工・商・緑が調和した計画的なまちづくり①

対応する主な
SDGsのゴール

施策の目標

適正な土地利用と適切な都市機能の配置を図り、環境にやさしく災害に強い、機能的で誰もが快適で安全・安心に生活できる持続可能なまちをめざします。

施策の概要

・都市機能の適切な配置・整備・誘導、鉄道駅周辺の整備、土地区画整理をはじめとした市街地整備の推進により、良好な住環境の形成、にぎわいの創出、移動の円滑化、防災性の向上をめざします。

施策の目標指標

		基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	27.4(R5)	基準値を上回る	R12実績値を上回る
土地区画整理事業の進捗率【11地区】	[%]	58.1(R5)	70.2	82.6

現状・課題

単位施策の目標

主な取り組み

単位施策①
計画的で持続可能な土地利用の推進

・都心へのアクセスの良さなどを背景に、中高層マンションや戸建て住宅などの住宅整備が進められています。
・将来の都市構造の変化に対応したまちづくりや、地域の実情に応じた公共施設の整備、防災性の向上が求められています。
・土地利用の適正化を図ることにより、市内のスプロール現象を抑制することが求められています。
・川口ジャンクション周辺の市街化調整区域では、広域交通のアクセス性に優れる立地環境から資材置場など緑を伴わない土地利用の転換が急速に進展し、周辺における生活の安全確保及び生活環境の保全が求められています。

・住・工・商・緑が調和した計画的で適正な土地利用を推進することにより、災害に強く、機能的で、誰もが快適に安全・安心に生活できる持続可能なまちをめざします。
・市街化調整区域においては、秩序ある土地利用を推進し、市民生活の安全確保及び生活環境の保全をめざします。

・地域ごとの特性を踏まえ、公共・公益施設などをはじめとした都市機能を適切に配置・整備・誘導し、計画的で持続可能な土地利用を推進します。
・将来の社会経済状況や都市構造の変化に対応するため、立地適正化計画を含む都市計画基本方針等を改定するとともに、環境にやさしく災害に強い、誰もが暮らしやすい持続可能なまちづくりを推進します。
・安行近郊緑地保全区域を含む、市街化調整区域については、「安行近郊緑地保全区域（市街化調整区域）将来土地利用方針」に基づき、市街化調整区域の良好な緑農環境を維持・保全しながらも、地区の特徴やポテンシャルを生かした柔軟な土地利用の推進を図ります。
・都市計画法令等に基づく開発許可を実施し、秩序ある土地利用を推進します。
・川口市資材の適正な屋外保管に関する条例に基づき、秩序ある土地利用を推進し、廃棄物行政や環境保全行政など関係部局・関係施策との連携を図りながら、市民生活の安全確保及び生活環境の保全をめざします。

単位施策②
土地区画整理をはじめとした市街地整備の推進

・土地区画整理事業は令和6年度の事業開始地区を含む11地区で行われていますが、事業の長期化が課題となっています。
・密集市街地などが形成されている地域が存在し、防災上の課題を抱えています。
・新井宿駅及び戸塚安行駅近郊の市街化調整区域において、新たな土地利用を可能とするまちづくりが求められています。

・土地区画整理による土地利用の最適化とともに、道路や公園などの公共施設の整備や密集市街地などにおける防災機能の強化、交通の円滑化などによる住環境の向上により、誰もが快適で安全・安心に生活できる持続可能なまちづくりをめざします。

・土地区画整理事業においては、新たな手法として事業促進支援業務委託などを取り入れ、計画的な事業推進を図ります。
・密集市街地などにおいては、土地区画整理事業や住宅市街地総合整備事業に加え、地区計画などを活用し、安全で快適な市街地整備を図ります。
・関係者との円滑な調整、市民参加の促進により、住環境の整備や改善に加え、新たな土地利用を図ります。

単位施策③
周辺環境と調和した景観形成の促進

・台地と平坦地による地形と斜面緑地や湧き水、水辺などの自然環境に恵まれるとともに基盤整備による市街地環境がもつ良好な景観が形成されている中で、一部周辺環境と調和しない建築物や無秩序な広告物などが存在し、周辺環境への影響が危惧されています。

・地域ごとの特性を活かした良好な景観の形成及び景観に対する市民意識の向上をめざします。

・景観計画や地区計画などを活用し、現在の良好な景観や市街地環境の維持、保全を図るとともに好ましくない景観の整序を図ります。
・良好な景観や建築デザインに関する情報を発信することにより、市民の景観に対する意識の醸成を図ります。

誰もが安全で快適に暮らせるまち 住・工・商・緑が調和した計画的なまちづくり②

現状・課題

単位施策の目標

主な取り組み

単位施策④ 鉄道駅周辺整備の推進

- ・JR線や埼玉高速鉄道線の各駅の周辺には、商業・業務機能や公益施設、医療・福祉施設などの集積や、まちなか居住の推進が求められている一方、周辺道路において混雑が生じている時間帯があります。
- ・川口駅周辺では一般車両とバス・タクシーとの輻輳(ふくそう)やバス停が駅前広場内に収まっていないなどの課題に対する取り組みが求められています。
- ・拠点となる駅間を連絡する道路沿道において、魅力的でにぎわいのある沿道空間の形成や、その周辺一帯の活性化が求められています。

- ・各鉄道駅周辺は、適正な都市機能の誘導により、生活利便性の高い環境形成をめざします。
- ・鉄道駅周辺道路の移動の円滑化、回遊性の向上など、まちなかウォーカブルを推進し、にぎわいにあふれた、交流の場を提供する道路空間の創出をめざします。
- ・拠点間の回遊性を向上させることにより、円滑な交通と安全・安心で緑あふれる歩行者空間をつくるとともに、相乗効果による周辺地域の活性化を図ります。
- ・鉄道駅周辺のエリア価値向上に向けた、エリアマネジメントなど官民連携を推進します。

- ・鉄道駅周辺のにぎわいの創出に向けて、市民のニーズに対応する道路空間の整備を、市民・地元企業・まちづくり団体・行政などが協働して行います。
- ・各駅周辺の都市基盤整備を推進し、地域性を踏まえた駅周辺にふさわしいまちづくりを行うことにより、利便性の向上と地域経済の活性化を図ります。
- ・川口駅への上野東京ライン停車を見据え、交通事業者や駅周辺利用者などの意見を伺いながら、駅周辺の在り方について官民連携により検討を進めることにより、川口駅周辺まちづくりビジョンの実現に取り組めます。
- ・拠点となる駅間を連絡する主要な歩行者空間の整備を進めるとともに、沿道にはにぎわいのある商業やサービス機能などを誘導することにより、「居心地がよく歩きたくなる」まちなかを形成し、さらなる活性化を図ります。

単位施策⑤ 良好な住環境の整備

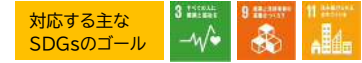
- ・少子高齢化が進んでいる中、安全・安心・快適な住環境が求められています。
- ・都市化の進展に伴い、多くのマンションが建設されるなど住宅の供給が進む一方で、周辺に悪い影響をもたらす空き家などにより、防災・景観・生活上の課題を抱えています。
- ・多数の狭あい道路(幅員4m未満の道路)が存在し、緊急時、災害時における車両の通行や、消防・救急活動に支障をきたすなど安全面で課題があります。また、日常生活においても、道路が狭いことにより一般車両の通行に支障を及ぼしています。
- ・依然として、多くの未耐震建築物が存在し、大規模地震に伴う倒壊など災害の発生が危ぶまれています。

- ・安全で快適な住環境が整備されることで、防災力や景観の向上をめざします。
- ・マンションの適正管理の促進を図ります。
- ・空き家への適切な対応により、地域全体の安心感と、生活の質の向上をめざします。
- ・狭あい道路が拡幅整備されることにより、緊急時や災害時はもとより、日常生活においても安全性、利便性が高まり、安全・安心な住環境の整備をめざします。
- ・耐震化が進むことにより、安全・安心な住環境形成の促進を図ります。

- ・住まいづくりの支援を通じて、住環境の整備を図ります。
- ・マンション管理組合等に対する支援や助言・指導等を推進し、マンションの適正な管理を促します。
- ・近隣に悪影響を与えている空き家などに対して、法令等に基づく適切な対処を進めると同時に、可能な限り再生・利活用を進めることにより、安全・安心な住環境の向上を図ります。
- ・狭あい道路沿道の権利者に対し、市の取り組みや必要性を周知するなど、積極的な働きかけを行うことにより市への後退用地寄附を促進し、狭あい道路の解消を図ります。
- ・未耐震の住宅、不特定多数の人が利用する建築物及び緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震改修等に要する費用の一部を助成し、耐震化を促進します。

関連する個別計画
川口駅周辺まちづくりビジョン
川口市都市計画基本方針
川口市景観計画
川口市建築物耐震改修促進計画
川口市安行近郊緑地保全区域(市街化調整区域)将来土地利用方針
川口市住生活基本計画
川口市空家等対策計画
川口市営住宅長寿命計画
川口市マンション管理適正化計画

誰もが安全で快適に暮らせるまち 安全で快適な交通環境の整備・維持



施策の目標

誰もが安心・快適に移動できる交通ネットワークを構築するとともに、「人優先」の交通安全思想を普及啓発することで、交通の安全確保を図ります。

施策の概要

・道路の計画的な整備や、適切なメンテナンス実施により、安全で快適に移動できる道路交通環境を構築・維持するとともに、公共交通のさらなる利便性の向上や、にぎわいの創出、人々の交流の活発化を推進します。

施策の目標指標

		基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	44.7(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
公共交通機関が充実していると感じる人の割合	[%]	28.8(R5)	現状値を上回る	R12 実績値を上回る
交通人身事故発生件数	[件]	1,155(R6)	減少を図る	減少を図る

主な取り組み

現状・課題	単位施策の目標	主な取り組み	
単位施策① 道路・橋りよ の整備の推進	・鉄道駅などの拠点を結ぶ道路ネットワークの整備は進められてきていますが、より安全で快適な道路交通空間の整備が求められています。 ・道路、橋りよは、交通量の増大や老朽化による損傷が生じている箇所があり、今後の維持管理・更新費の増加が懸念されています。また、緊急輸送道路などの橋りよの耐震化が求められています。 ・都市計画道路の中には、当初決定から未だ整備の進んでいない路線が存在することから、川口市道路網計画を策定し、見直しを進めています。	・道路や橋りよの安全性と信頼性の確保により、安全で快適な道路交通空間の実現を図ります。また、予防保全型メンテナンスによって、将来にかかる維持管理・更新費の抑制を図ります。 ・市民の暮らしや市内における産業活動に伴う移動を安全かつ円滑にするため、幹線道路と生活道路の役割を適切に分担する階層的な道路ネットワークの構築を図ります。	・安全で快適な道路交通の実現を図るため、都市計画道路や生活道路を計画的に整備し、都市活動の活性化を促進します。 ・道路や橋りよなどの安全点検を実施し、予防保全型メンテナンスを一層推進することにより、維持管理費の平準化を図り、計画的に改修を進めていきます。また、橋りよの耐震化を順次進めます。 ・未整備の都市計画道路のうち、川口市道路網計画における見直し・廃止候補の路線については、順次、都市計画変更の手続きを進めます。
単位施策② 公共交通機能 の充実	・川口駅は、多くの市民に利用され、県下でも有数の乗降客数を有しています。しかし、停車する路線が京浜東北線のみであることから、通勤・通学時には激しい混雑が発生しています。 ・バス運転者の改善基準告示改正（令和6年4月）や、交通需要の多様化により運転手不足の問題が深刻化し、市内では路線バスが段階的に減便されているほか、近隣自治体ではコミュニティバスが減便・廃止され、利用者に影響が生じています。	・鉄道駅周辺における交通環境の改善、通勤・通学・買物などで更に利用しやすいバスネットワークの構築を図ります。 ・さらなる利便性の向上を目指し、関連する諸施策や、交通事業者などの関係者と連携を図りながら、持続可能な公共交通サービスの確保をめざします。	・市民の利便性と移動の円滑化を図るため、上野東京ラインの川口駅停車による鉄道輸送力の増強に向けて、JR東日本と緊密な連携のうえ、具体の取り組みを進めていきます。 ・埼玉高速鉄道のさらなる利用の促進のため、利用環境の整備や新規需要の掘り起こしに努めます。 ・路線バスとコミュニティバスを一体的に運用することで、市内全体でのバスネットワークを維持していくとともに、将来的な中距離電車の停車を見据えたバスネットワークの再編を検討します。 ・従来の公共交通を補完するため、シェアサイクルの本格実施や、デジタル技術を活用した新たな移動手段の導入について検討を進めます。
単位施策③ 安全で円滑な 交通環境の 確保	・交通マナーの徹底を図るためには、交通安全の幅広い啓発活動や、交通弱者である子どもや高齢者などに正しい交通ルールを習得してもらうための継続した交通安全指導が必要です。 ・高齢者や障害者を含む全ての歩行者や自転車利用者が道路などを安全で快適に利用できるよう、自転車通行空間の整備やバリアフリー化が求められています。	・交通ルールの遵守とマナー向上により、安全・安心な交通環境の実現及び交通事故の防止を図ります。 ・生活道路における歩行者や自転車利用者の安全確保を図ります。 ・駅周辺における自転車等の放置防止により、道路の安全性向上を図ります。 ・バリアフリー環境を整備することにより、高齢者や障害者などの生活向上をめざします。	・地域や学校、警察、交通関係団体などと協働して、交通安全教育や交通ルールの啓発活動を実施します。 ・生活道路の速度抑制対策として、ゾーン30プラスを推進します。 ・駅周辺における放置自転車対策として、駐輪施設の整備や放置自転車等の撤去、放置自転車防止指導を実施します。 ・道路や歩道のバリアフリー化などを推進し、高齢者や障害者にも安全で快適な歩道や自転車通行空間を形成します。 ・ノンステップバスの導入支援や、公共交通施設のバリアフリー化などを促進します。

関連する個別計画
川口市橋りよ長寿命化修繕計画
川口市交通体系将来構想
川口駅周辺まちづくりビジョン
川口市バリアフリー基本構想
川口市道路網計画
第12次川口市交通安全計画

誰もが安全で快適に暮らせるまち 安全・安心な上下水道サービスの提供



施策の目標

災害に強く、いつでも安心して上下水道を利用できる環境を作るとともに、安全な水道水の提供と、公共水域の水質保全を推進します。

施策の概要

・上下水道施設の維持管理や計画的な更新の推進、災害などの非常時への備えを強化し、24時間365日、安全・安心な上下水道サービスを提供します。

施策の目標指標

	基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	65.2(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
水道水の有収率	90.52(R5)	91.44	91.59
配水管網の耐震管率(管路全体)	27.48(R5)	36.52	42.52
下水道処理人口普及率	88.80(R5)	90.82	92.07

主な取り組み

現状・課題	単位施策の目標	主な取り組み
単位施策① 水道水の水質の保全・向上 - 安全な水質維持のため、毎年度水質検査計画を見直し、水質基準のほか水質管理上留意すべき項目を含めた水質検査を実施、公表しています。 - 蛇口までの水の安全確保のため、貯水槽水道の設置者などに対し、引き続き適正管理についての意識を持続、向上させる必要があります。	いつでも安心して水道を利用できるよう、県、水道事業者及び貯水槽水道設置者との連携を強化しながら、安全な水源を確保し、水道水が住民に届くまでのすべての過程で、安全かつ良質な水質を保つことをめざします。	- 川口市水質検査計画に基づき水質監視体制の強化を図ります。 - 安全な水道水を供給するため、自動水質監視装置による24時間常時監視を行います。 - 貯水槽水道に関する安全管理について継続的に広報するとともに、貯水槽水道設置者に対し、水質の安全管理に関する通知などにより、貯水槽水道の適正な管理を促進します。
単位施策② 生活環境の改善・河川の水質保全 - 下水道事業には莫大な費用が必要となり、事業期間も長期にわたることから、国庫補助金などの財源確保に努めつつ、関係機関と協議、調整を行いながら効率的に整備を進めることが必要です。 - 公共下水道への切替工事が自己負担となっていることが、水洗化率の向上を妨げる要因であると懸念されています。	下水道の整備が進んでいない地域に污水管きよを整備し、その地域の住民が公共下水道へ接続することで、生活環境の改善や河川の水質保全を図ります。	- 下水道処理人口普及率の低い神根地区、安行地区、新郷地区のほか、市内の下水道未整備地区に下水道の整備を推進します。 - 下水道接続率(水洗化率)の向上を図るため、戸別訪問などによる接続促進活動を行います。また、下水道(污水)に接続する工事の費用を一部補助します。
単位施策③ 水道水の安定供給・下水道機能の確保 - 水需要の動向に合わせ県水受水量の配分を決定し、効率的な水運用が求められています。 - 計画的かつ効率的な上下水道施設の更新や、適正化に努める必要があります。 - 自然災害などの非常時への備えを強化し、速やかに応急給水や復旧活動に移行できる体制が求められています。	安定した県水受水量の確保、施設の耐震化や更新、災害などによる非常時への備えを強化することで、水道水の安定供給と下水道機能の確保を図ります。	- 実績を基に県水受水量を設定し、必要量を確保します。 - 強靱性の低い管や法定耐用年数を超える老朽管を耐震管へ更新します。また、配水管や給水管の漏水調査を実施します。 - 液状化により浮上のおそれのあるマンホールの浮上防止工事など、上下水道施設の耐震化を進めます。 - 災害時に効率的かつ効果的な応急給水や復旧作業を行えるよう、災害用資機材の整備を図ります。また、災害用マンホールトイレの整備を進めます。
単位施策④ 上下水道事業の経営基盤の強化 - 節水機器の普及や生活様式の変化などにより水需要が減少傾向にあることから、給水収益の大幅な増加は見込めず、ほぼ横ばいで推移することが想定されています。 - 上下水道施設の更新や耐震化にあたり、多額の費用が見込まれることから、収入の確保と経費削減に努めるなど、経営基盤の強化が必要です。	収入の確保に努める具体的な取り組みや、上下水道施設の更新及び耐震化を計画的に実施することにより、経営の効率化や基盤の強化を図りながら、安全・安心な上下水道サービスを持続的に提供します。	- 有収率の向上や水洗化率の向上に対する取り組みを推進し、収入の確保に努めるとともに、官民連携やDXの推進などによる経営の効率化や経費削減に努めます。 - 経営計画の見直しなどと並行して、適正な水道料金や下水道使用料について、継続的な検証を行います。 - アセットマネジメントの手法を用い、中長期的な更新計画に基づいて、施設の更新費用の平準化、最適化を行い、維持管理の効率化を図ります。

関連する個別計画
アクアプラン川口21～第3次川口市水道ビジョン～
川口市下水道ビジョン
川口市公共下水道事業経営戦略

持続可能で自立したまち 多様な主体と進めるまちづくり

対応する主な
SDGsのゴール



施策の目標

民間活力を活かした地域課題の解決を図るため、市民や企業、団体など多様な主体との連携・協働を推進し、市政に参加しやすく、その意義を実感できる環境づくりを進め、相互に協力するまちをめざします。

施策の概要

- ・市に関するさまざまな情報を広報紙などにより提供するとともに、市民の意見を広く取り入れる施策を推進します。
- ・多様な主体が参画しやすい仕組みをつくるとともに、それぞれの主体が持つ目的を実現し、その先によりよい地域が生まれるよう、連携・協働によるまちづくりを実現します。

施策の目標指標

		基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	17.9(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
市民意識調査の回答率	[%]	34.9(R6)	37	40
市の公募機関等の公募委員の応募倍率	[倍]	1.9(R1～R5の平均値)	5年間の平均値が基準値を上回る	

主な取り組み

単位施策① 広報・広聴の 充実

- ・さまざまな媒体を活用した情報の提供や、情報公開が求められています。
- ・市政に市民の意見を広く取り入れるためには、市長への手紙や市民意識調査、パブリック・コメントなどにより市民の意見を聴取する必要があります。

- ・広報紙やホームページ、ソーシャルメディアなどさまざまな媒体で情報を発信することで、市民が必要な情報を容易に入手できることをめざします。
- ・行政の透明性を確保しながら、広く市民の意見を聴き、市政に反映させることをめざします。

- ・広報紙やホームページ、ソーシャルメディアなど、市民のニーズに合った幅広い情報発信により、必要な情報を届けるとともに、市政への関心を高める「伝わる広報活動」を推進します。
- ・適正文書管理に基づいた行政情報の公開により、公正で透明な市政運営に努めることで、行政への理解や信頼を深め、市民の市政への参加を促します。
- ・広聴活動にあたっては、市長への手紙や市民意識調査のほか、計画の策定や重要な事業の実施といった市の方針などの決定に際し、パブリック・コメントやアンケート、審議会など適切な方法で市民の意見を聴取します。

単位施策② 多様な主体と の連携の推進

- ・個人の価値観やライフスタイルの多様化により、市民のニーズが複雑化、多様化しており、地域課題の解決に向けては、行政だけではなく、町会・自治会、ボランティア活動団体、企業や教育機関等との連携が重要になっています。
- ・近隣自治体をはじめとする行政機関や企業、大学、市民団体などの産学官民における多様なステークホルダーとの連携を強め、市民サービスを持続可能なかたちで提供していくことが求められています。
- ・本市では7事業者と6つの包括連携協定を締結しており、地域課題の解決に向けて、市と事業者が多岐にわたる分野において包括的に相互協力しながら、事業者から提案のあった事業などを継続的に推進しています。

- ・社会貢献活動に参加したいと思う人が、自らの強みを発揮し、自発的な活動をしやすいような仕組みづくりを推進します。
- ・地域のつながりや活力を維持することで、持続可能なまちづくりの実現を図ります。
- ・市と事業者がそれぞれの強みを活かし、多岐にわたる分野において連携し協働することで、行政が単独で実施するよりもより効果的な取り組みとし、市民サービスの向上や地域活性化につなげます。

- ・社会貢献活動の支援・促進のため、施設の貸出や地域の人材育成、活動団体への助成金の交付、行政と多様な主体との事業のマッチングを行います。
- ・企業等とさまざまな連携協定を進め、民間の知識や経験をまちづくりに活かします。
- ・市主催イベントのPRや健康増進・子育て支援に関する講座の実施、市産品の販売促進など、事業者の経営資源を有効活用しながら事業を推進します。
- ・川口SDGsパートナー制度を通して、パートナー企業・団体との連携を促進します。
- ・地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)を活用し、選ばれるまちづくりをより一層推進します。

関連する個別計画
第2期川口市まち・ひと・しごと創生総合戦略
SDGs未来都市計画

持続可能で自立したまち 効率的で持続可能な行財政運営

施策の目標

市におけるさまざまな施策を実現するための土台として、効率的で持続可能な行財政運営をめざします。

施策の概要

・持続可能で自律的な行財政体制のもとで、不断の行政改革を推進し、計画的な行政運営を行うための体制整備を一層促進します。

現状・課題

単位施策の目標

単位施策① 健全財政の 維持

- ・近年の件費や公債費など、義務的経費の増加により、経常収支比率が増加しており、財政構造の弾力性が低い状況となっています。
- ・市税収納率は、中核市の平均を上回っている状況ではありますが、埼玉県内の平均をやや下回っていることから、市税収納率のさらなる向上を図る必要があります。
- ・ふるさと納税制度は、都市部において寄附の受入額より寄附金税額控除額の方が大きくなる傾向があり、本市においても同様の状況となっています。

- ・健全財政の維持をめざします。
- ・自主財源である市税収入を安定的に確保することで、市の独自事業を円滑に進めることをめざします。
- ・持続可能な財政運営のため、独自財源の確保に努めます。

単位施策② 公共施設マ ネジメントの 推進

- ・多くの公共施設などは老朽化が進み、改修や建替えの時期を迎えており、計画的な維持管理・更新が求められています。また、人口減少及び少子高齢化が進行することから、施設の利用需要が変化していくと予想されるため、時代に合わせた市民サービスを提供していく必要があります。
- ・光熱費や人件費の増加などの社会経済情勢も大きく変化しており、公共施設をこれからも適切に維持管理していくためには、利用者と市の費用負担のあり方を適正化することが重要です。

- ・人口構造や市民ニーズの変化に対応し、安定した市民サービスの提供を図ります。
- ・公共施設などの計画的な維持管理や更新により、財政負担の軽減と平準化をめざします。
- ・公共施設などの維持管理に必要な経費を把握したうえで、民間のノウハウの活用や、利用者との適切な費用分担によって、持続可能な市民サービスの提供を図ります。

単位施策③ DX の推進

- ・AI、RPA、クラウドサービスなどの新しいデジタル技術の普及が急速に進んでいます。今後の人口減少社会を見据え、持続可能な行政運営を行っていくためには、これらの技術のリスクも踏まえた上で有効に活用し、市民サービスの向上と職員の業務負担軽減の両立を図っていく必要があります。

- ・誰もがデジタル技術のメリットを実感できる質の高い市民サービスを提供します。
- ・将来的な人口減少社会においても、高度な行政サービスを提供できる持続可能で効率的な行政運営を実現します。

単位施策④ 人材の確保・ 育成と組織の 最適化

- ・少子高齢化の進展により労働力となる生産年齢人口が減少し、市職員の人材確保が困難になってきています。
- ・ライフプランの変化や価値観の多様化が進む中、複雑化、多様化した行政課題を解決していくための人材の確保・育成が今まで以上に重要になってきています。
- ・社会情勢や行政需要の変化に迅速かつ的確に対応できる組織体制が必要となっています。

- ・市の行政需要を踏まえた人員を確保し、自らのワーク・ライフ・バランスを保ちながら、社会経済状況の変化に対応して活躍できる職員を育成することにより、複雑化、多様化した行政課題の解決をめざします。
- ・行政課題や市民ニーズへの対応ができる合理的かつ効果的な組織体制の構築をめざします。

施策の目標指標

		基準値	中間目標(R12)	最終目標(R17)
この施策の推進が図られていると感じる人の割合	[%]	17.2(R5)	基準値を上回る	R12 実績値を上回る
財政調整基金	[億円]	133(R5)	標準財政規模の10%以上	標準財政規模の10%以上
市税収納率(現年度分・滞納繰越分)	[%]	98.24(R5)	基準値を上回る	県平均を上回る

主な取り組み

- ・社会情勢の変化を的確に捉え、行財政運営に反映するため、行政改革をさらに推進し、事業の適切な執行に努めるとともに、限られた資源を適正に配分します。
- ・口座振替の推進や収納機会の拡充などによる期限内納付の推進など、新たな滞納を未然に防止する取り組みを行うとともに、滞納期間が長期化し回収困難となった市税債権について、滞納処分執行停止などにより適正な整理を行います。
- ・使用料や手数料といった受益者が負担すべき料金の適正化を図り、歳入の確保に努めます。
- ・ふるさと納税制度において、市外在住の寄附者への返礼品の拡充や、寄附者へのさらなる利便性の向上を図ります。
- ・新規事業を実施する際は、必要な財源の検討を十分にを行い、収支のバランスを図るよう財政規律の徹底に努めます。

- ・人口減少などによる市民ニーズの変化を見据え、学校をはじめとする公共施設などを更新する際は、組織横断的な視点で集約化や複合化を検討し、施設総量の適正化を図ります。
- ・公共施設の点検、診断などを実施するとともに、予防保全型の維持管理に取り組み、長期利用を図ります。
- ・公共施設の建替えや新たな施設を建設する際には、利用目的に応じた適正規模や既存施設の転用・統合など総合的に検討し、必要経費の縮減を図ります。また、施設運営においても、直営だけでなくさまざまな運営手法を検討し、最適化を図ります。
- ・施設使用料について、受益者が負担すべき料金の適正化を進めます。

- ・AI、RPAなどのさらなる活用や「ノーコードシステム」によるシステム内製化、各業務分野のDX促進など、新たなデジタル技術を活用した業務効率化を全庁的に推進します。
- ・「書かない窓口システム」の活用など、窓口サービスのデジタル化を進めることで、来庁者の負担軽減や滞在時間の短縮を図り、市民サービスの向上につなげます。また、職員の業務についても効率化を図ります。
- ・行政手続のさらなるオンライン化を全庁的に促進し、市民が来庁せずに行うことができる手続の拡充に努めます。
- ・高度化するサイバー攻撃などに対応するため、国のガイドライン等を踏まえて安全なネットワーク環境を構築するとともに、職員に対する訓練・研修などを通じて情報セキュリティの確保を図ります。

- ・求められる職員像を明確化し、公務の魅力の発信や試験方法の工夫を行い、多様かつ優秀な人材の確保に取り組みます。
- ・職員がワーク・ライフ・バランスを保ちながら、意欲を持って職務に従事できる環境を整備します。
- ・職員に求められる知識・能力などに応じた研修を実施し、社会経済状況の変化に対応できる職員の育成に取り組みます。
- ・市民の多様なニーズや行政課題への対応を可能とする組織改正及び業務量などに応じた適切な人員の配置に努めます。